

令和 6 年度  
行政監査結果報告書

税外債権管理について

令和 7 年 2 月

飯塚市監査委員 篠崎充俊

飯塚市監査委員 瀬戸 元

# 目 次

第 1 監査の概要 .....	1
1 監査の種類 .....	1
2 監査のテーマ .....	1
3 監査の目的 .....	1
4 監査対象事務 .....	1
5 監査の対象機関(所管課等) .....	1
6 監査の着眼点 .....	1
7 監査期間 .....	2
8 監査の実施方法 .....	2
第 2 債権の分類 .....	2
1 債権の定義 .....	2
2 法的性質(発生原因)による分類 .....	2
3 徴収方法(滞納処分)による分類 .....	2
4 債権管理及び回収の事務フロー .....	3
第 3 税外債権の状況 .....	4
1 税外債権の歳入決算額 .....	4
(1) 収入未済額 .....	4
(2) 不納欠損額 .....	6
第 4 監査の結果 .....	7
1 調査票調査 .....	7
(1) 対象課及び債権数 .....	7
(2) 調査票調査の結果 .....	8
(3) 調査票調査に対する意見 .....	12
2 実地監査 .....	13
(1) 対象課及び債権 .....	13
(2) 実地監査の結果 .....	13
【市営住宅使用料】 .....	13
【児童扶養手当返還金】 .....	15
【保育士修学資金貸付金返還金】 .....	16
3 飯塚市債権管理条例の運用状況 .....	17
(1) 債権管理委員会 .....	17
(2) 条例の運用 .....	18

第 5	むすび	19
第 6	資料	22
1	債権別管理状況	23
2	令和 6 年度行政監査調査票（個票）	32
3	飯塚市債権管理条例	33
4	飯塚市債権管理条例施行規則	35
5	飯塚市債権管理委員会に関する要綱	37
6	飯塚市未収金対策会議設置要綱	39

〔注〕1 文中、各表及びグラフ中の数値は、令和 5 年度の状況における調査票の回答結果に基づき作成した。

2 各表の金額・比率は、原則として表示単位未満を四捨五入したものであり、したがって、内訳の計、差引等が一致しない場合がある。

## 第 1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法(以下「自治法」という。)第 199 条第 2 項の規定に基づく行政監査

### 2 監査のテーマ

税外債権管理について

### 3 監査の目的

債権については、自治法第 237 条第 1 項において、公有財産、物品及び基金とともに「財産」として位置づけられ、同法第 240 条第 2 項において「政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。」とされている。市が有する債権(金銭の給付を目的とする市の権利をいう。以下同じ。)を適正に管理し、滞納対策等を適切に実施することは、市民負担の公平性及び歳入確保の観点から重要なものである。

しかしながら、過去の定期監査及び決算審査において、債権管理に係る不適切な事務が見受けられ、改善を求める指摘を行ってきたところである。

そこで、飯塚市債権管理条例等に基づき、市の債権の管理(市税等(市税、国民健康保険税及び国・県支出金等の収入が確実なもの。以下同じ。)に係るものを除く。)に関する事務が適正に執行されているかなどについて全庁的なチェックを行うことに加え、経済性、効率性、有効性の観点から今後の適正な債権管理に資するため行政監査を実施するもの。

### 4 監査対象事務

- (1) 令和 5 年度一般会計・特別会計・企業会計及び基金に係る債権管理に関する事務。ただし市税等を除く。
- (2) 飯塚市債権管理条例の運用状況(行政経営部税務課)

### 5 監査の対象機関(所管課等)

税外債権を有し管理する全課  
行政経営部税務課

### 6 監査の着眼点

- (1) 歳入に係る調定の手続及び納入の通知は適正に行われているか。
- (2) 履行期限までに納付されない場合に、滞納者に対する督促並びにその後の催告及び財産調査等は適時かつ適正に行われているか。
- (3) 滞納者に対する滞納処分等の手続は適時かつ適正に行われているか。

- (4) 債権管理条例に基づく債権放棄は適時かつ適正に行われているか。
- (5) 不納欠損処分は適時かつ適正に行われているか。
- (6) 収入未済の解消、収納率の向上に向けた適切な対策が行われているか。

## 7 監査期間

令和 6 年 7 月 30 日(火)から令和 7 年 2 月 26 日(水)まで

## 8 監査の実施方法

- (1) 調査票(令和 5 年度末現在)による調査
- (2) 所管課の関係資料の調査
- (3) 所管課の関係職員に対する説明聴取
- (4) 実地監査

## 第 2 債権の分類

### 1 債権の定義

地方公共団体の「債権」とは一般的に金銭の給付を目的とする金銭債権と財物又は労務の給付を目的とする非金銭債権とに区分されるが、市が財産として管理すべき自治法上の債権は金銭債権(自治法第 240 条第 1 項)に限られている。

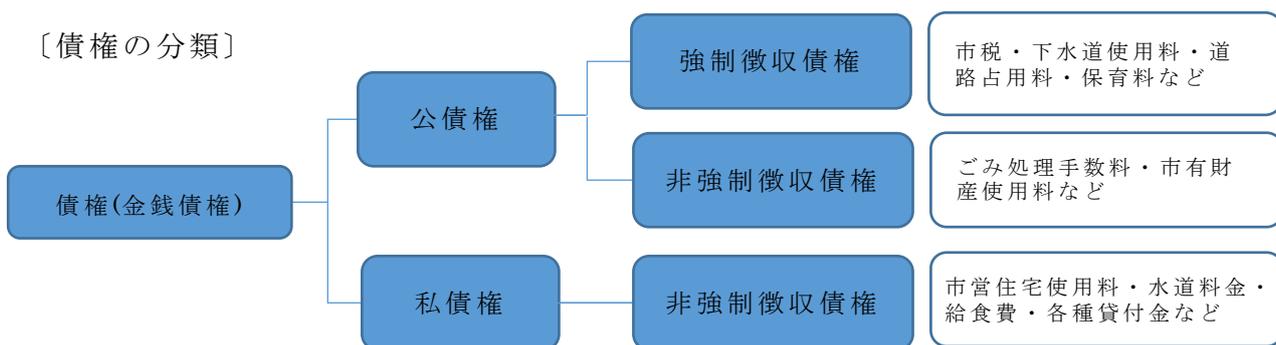
### 2 法的性質(発生原因)による分類

法令又は法令に基づく行政処分など公法上の原因に基づいて発生する債権(以下「公債権」という。)と、契約等の当事者間の合意による私法上の原因に基づき発生する債権(以下「私債権」という。)に分類される。

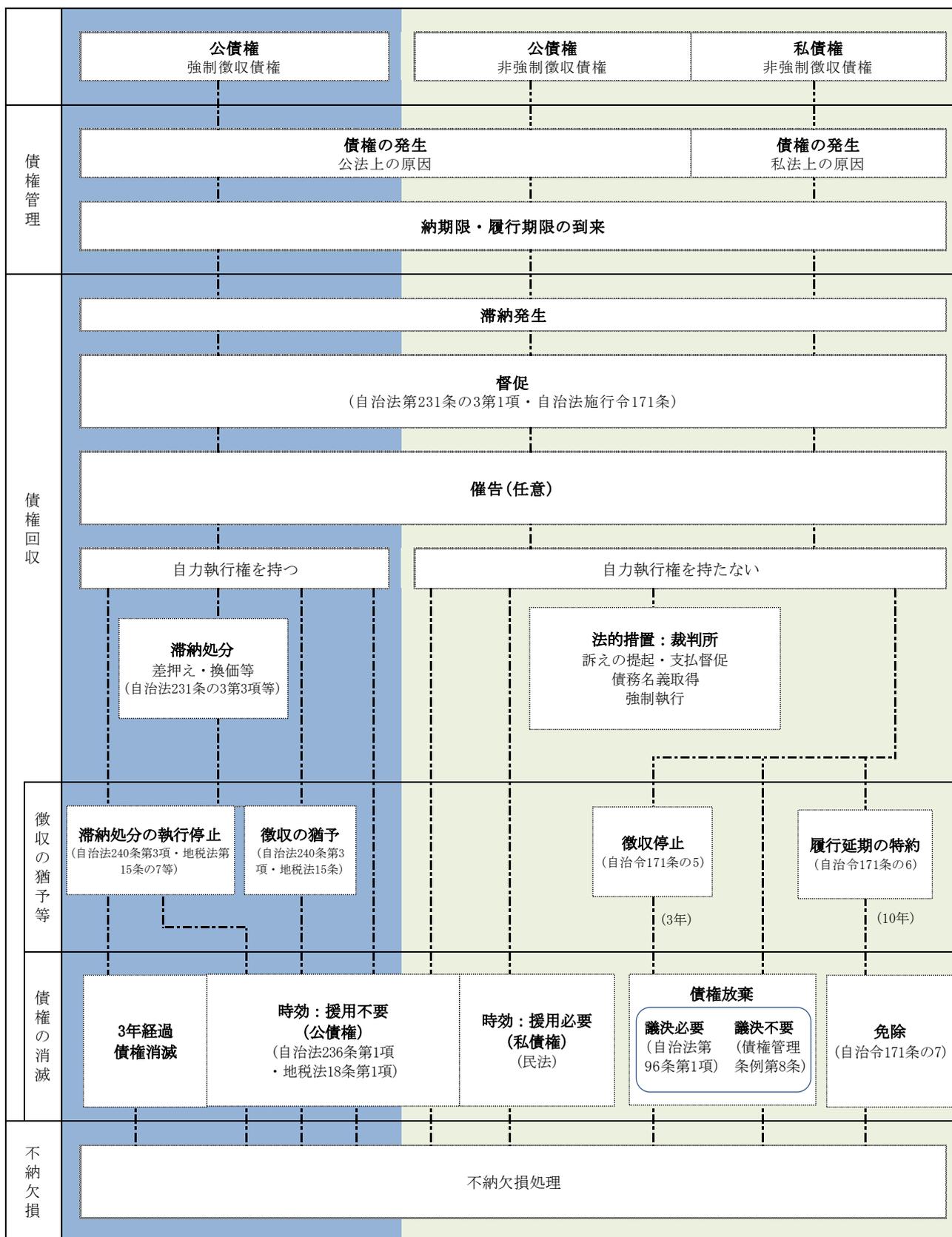
### 3 徴収方法(滞納処分)による分類

地方税法の規定に基づく徴収金に係るもの及び法令の規定に基づき国税及び地方税の滞納処分の例により裁判上の手続を経ることなく、財産の差押え、換価及び配当等の滞納処分をすることができる債権(以下「強制徴収債権」という。)と、裁判上の手続を経なければ滞納処分ができない債権(以下「非強制徴収債権」という。)に分類される。

[債権の分類]



#### 4 債権管理及び回収の事務フロー



### 第3 税外債権の状況

#### 1 税外債権の歳入決算額

令和5年度歳入決算における市税等を除く税外債権は57課(局・所等)が管理する369債権となっており、収入済額は334億9,861万1,960円で、前年度に比べ2,524万8,008円(0.1%)の増加となっている。税外債権の収入済額は全体の22.5%を占めており調定額に対する収入済額の割合は96.7%となっている。

表1 令和5年度歳入決算額

(単位：円・%)

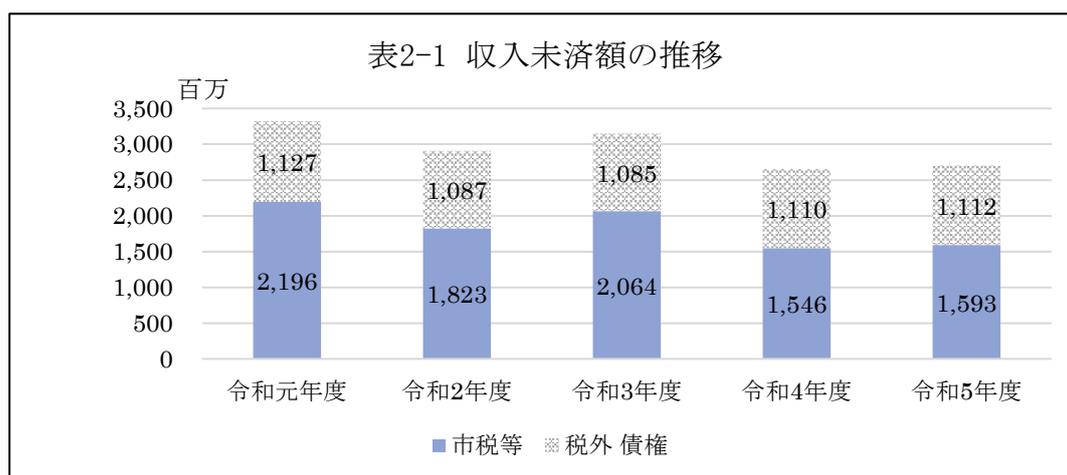
	調定額	構成比率	収入済額	構成比率	不納欠損額	構成比率	収入未済額	構成比率	収納率
歳入決算額合計※1	151,789,087,820	100.0	149,012,520,064	100.0	80,922,473	100.0	2,695,645,283	100.0	98.2
市税等	117,162,177,221	77.2	115,513,908,104	77.5	55,442,353	68.5	1,592,826,764	59.1	98.6
税外債権※2	34,626,910,599	22.8	33,498,611,960	22.5	25,480,120	31.5	1,102,818,519	40.9	96.7

※1 一般会計・特別会計・企業会計(水道料金・下水道使用料(受益者負担金含む)・工業用水道使用料)基金(高額療養費支払資金貸付基金・奨学資金貸付基金)

※2 市税等(市税・国民健康保険税及び国・県支出金等の収入が確実なもの)を除いた今回の監査対象としたもの。

#### (1) 収入未済額

税外債権369債権のうち、令和5年度末で収入未済があった債権(以下「収入未済税外債権」という。)は20課で管理する53債権となっており、収入未済額は11億1,151万4,029円(還付未済額869万5,510円を除く。)で市全体の41.2%を占めている。



収入未済額の主なものは、国住宅新築資金貸付金元利収入が3億504万3,758円、生活保護費返還金及び徴収金が2億7,393万6,274円、市営住宅使用料が2億4,713万2,220円となっている。

また、令和5年度末の収入未済額のうち現年分は1億4,669万2,231円で、過

年度滞納繰越分は9億6,482万1,798円と全体の86.8%を占めている。

収入未済税外債権(53債権)を収入区分別及び金額別に分類すると下記のとおりである。

収入区分別にみると、諸収入が23債権(6億7,315万1,754円)で、次いで使用料及び手数料で14債権(2億5,145万5,438円)となっている。

金額別でみると、収入未済額が1,000万円以上のものが13債権(10億5,782万1,100円)あり、そのうち1億円を超えるものが3債権含まれている。

表2-2 収入区分別

(単位：円)

区分	債権数	収入未済額
合計	53	1,111,514,029
財産収入	1	1,079,697
使用料(企業会計)	3	82,319,846
使用料及び手数料	14	251,455,438
諸収入	23	673,151,754
諸収入(基金)	2	11,147,945
分担金及び負担金	8	54,854,757
保険料	2	37,504,592

表2-3 金額別

(単位：円)

区分	債権数	収入未済額
合計	53	1,111,514,029
10万円未満	13	344,423
10万円～100万円以下	15	6,139,565
100万円～1,000万円以下	12	47,208,941
1,000万円以上	13	1,057,821,100

表2-4収入未済額の推移(税外債権)

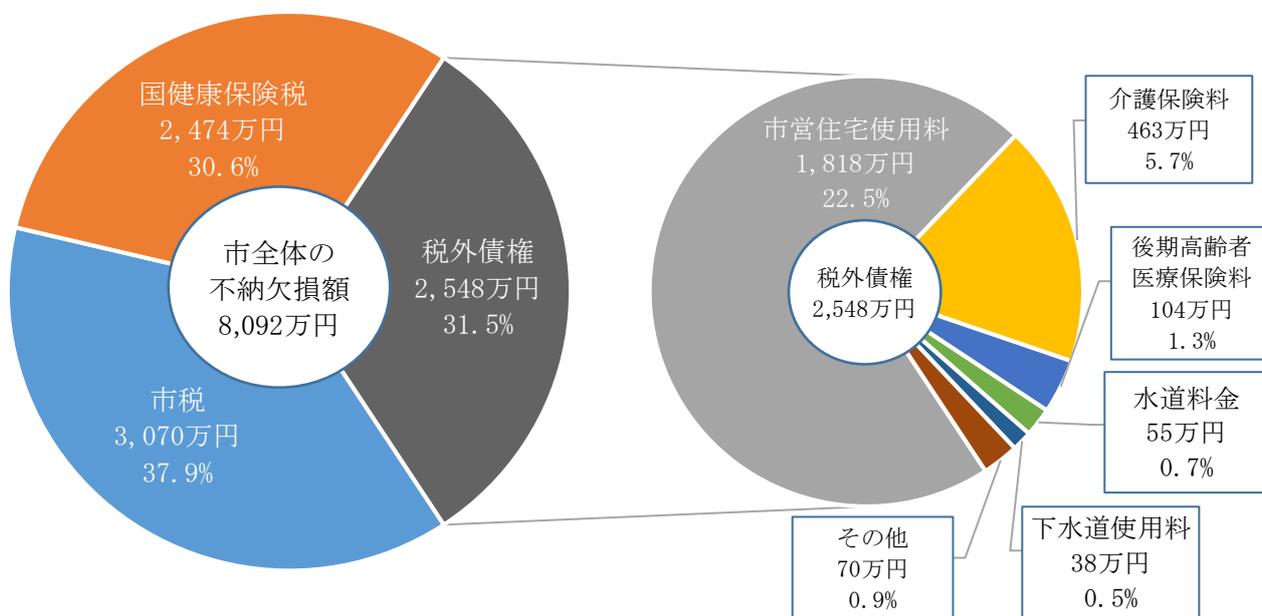
(単位：円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
税外債権	1,127,335,406	1,087,447,889	1,085,177,006	1,109,773,334	1,111,514,029
国住宅新築資金等貸付金元利収入	352,614,548	334,058,644	321,095,264	315,108,654	305,043,758
生活保護費返還金及び徴収金	225,734,318	234,522,277	253,676,144	268,525,060	273,936,274
市営住宅使用料	257,740,149	252,214,084	250,536,634	252,371,008	247,132,220
後期高齢者医療保険料(普通徴収)	8,706,252	6,230,850	6,420,850	10,734,050	11,389,540
児童扶養手当返還金	7,854,260	7,526,300	7,398,230	12,479,410	11,085,000
介護保険料(普通徴収)	50,627,753	41,384,977	38,967,250	29,280,117	26,115,052
災害援護資金貸付金元利収入	40,622,130	38,602,316	36,359,378	34,132,667	32,622,831
県住宅新築資金等貸付金元利収入	11,608,424	10,490,470	10,490,470	10,490,470	10,490,470
住宅改良等資金貸付金元利収入	17,919,596	17,907,596	17,842,063	17,831,063	17,818,063
小学校給食費負担金	20,404,185	21,080,784	21,152,864	22,110,501	23,105,494
中学校給食費負担金	14,478,514	14,760,352	15,175,525	15,951,051	17,290,453
水道料金	45,894,624	37,995,870	35,265,619	49,129,586	52,630,177
下水道使用料	29,832,703	24,796,273	25,440,597	23,719,872	29,161,768
その他	43,297,950	45,877,096	45,356,118	47,909,825	53,692,929

## (2) 不納欠損額

税外債権のうち、消滅時効の完成等により債権を放棄したもので、令和5年度中に不納欠損処分を行ったものは、7課15債権となっており、不納欠損額は2,548万120円で市全体の31.5%を占めている。

表3-1 不納欠損額内訳(令和5年度)



不納欠損額の最も多額な債権は、市営住宅使用料の1,817万9,809円で、前年度(749万8,851円)より1,068万958円(142.4%)増加しており、税外債権における不納欠損額の71.3%を占めている。

表3-2 不納欠損額の推移(税外債権)

(単位:円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
税外債権	23,723,833	25,076,413	21,099,720	19,366,278	25,480,120
市営住宅使用料	4,382,140	7,729,632	7,854,284	7,498,851	18,179,809
介護保険料(普通徴収)	14,693,920	11,248,124	9,469,856	4,384,550	4,630,780
後期高齢者医療保険料(普通徴収)	434,160	1,669,932	1,081,260	1,374,120	1,038,980
水道料金	1,771,497	911,510	1,059,028	818,849	550,928
下水道使用料	820,830	561,270	518,660	363,575	383,622
その他	1,621,286	2,955,945	1,116,632	4,926,333	696,001

## 第4 監査の結果

### 1 調査票調査

#### (1) 対象課及び債権数

令和5年度末時点で、税外債権を管理する全課(局・所等)を対象に、債権管理に関する事務の状況について調査票による調査を実施した結果は次表のとおりである。

表4-1 税外債権所管課別一覧表

(単位：円)

部	所管課名	債権数	調定額	収入済額	収入未済額	不納欠損額	主な債権名
		369	34,626,910,599	33,498,611,960	1,102,818,519	25,480,120	
総務部	契約課	4	1,345,169	1,345,169	0	0	不用品売払収入
	情報管理課	1	4,606,000	4,606,000	0	0	広告料
	人事課	6	13,210,005	13,210,005	0	0	社会保険料被保険者負担金
	総務課	17	8,374,447	8,374,447	0	0	本庁舎有料駐車場使用料、市有土地貸付料、施設使用負担金
	防災安全課	9	42,210,214	42,210,214	0	0	LED防犯灯設置事業分担金
行政経営部	総合政策課	3	126,099	126,099	0	0	施設使用電気料負担金
	財産活用課	8	157,150,241	156,070,544	1,079,697	0	市有土地売払収入、市有土地貸付料、市有建物貸付料
	税務課	1	4,500	4,500	0	0	軽自動車標識弁償金
市民協働部	人権・同和政策課	7	3,513,966	528,597	2,985,369	0	同和地区結婚支度金貸付金元利収入、各種講座参加者負担金
	男女共同参画推進課	2	169,802	169,802	0	0	男女共同参画推進センター使用料
	スポーツ振興課	12	17,674,690	17,674,690	0	0	いづかスポーツ・リゾート施設維持費納付金、体育館使用料、施設使用電気料負担金
	地域公共交通対策課	4	24,201,600	24,201,600	0	0	エリアワゴン・コミュニティバス・予約乗合タクシー運賃収入額納付金
	まちづくり推進課	9	17,521,400	17,521,400	0	0	交流センター使用料、市有土地使用料
	市民活動支援課	2	2,589,190	2,589,190	0	0	コミュニティ助成金
市民環境部	市民課	2	1,960	1,960	0	0	臨時運行許可番号標弁償金
	医療保険課	15	1,524,249,982	1,512,712,039	10,369,001	1,168,942	後期高齢者医療保険料、高額療養費支払資金貸付金
	環境整備課	5	205,629	205,629	0	0	立木等補償収入
	環境対策課	6	436,106,131	436,106,131	0	0	ごみ処理手数料、市有土地貸付料
	環境対策課 環境センター	4	54,326,814	54,238,952	87,862	0	し尿処理手数料
経済部	公営競技事業所	17	22,463,197,570	22,463,197,570	0	0	勝車投票券発売収入、席料、場外発売業務受託事業収入
	経済政策推進室 企業誘致担当	3	15,059,490	15,059,490	0	0	市有建物貸付料、市有土地貸付料
	経済政策推進室 産学振興担当	2	15,385,304	15,385,304	0	0	新産業創出支援センター使用料
	経済政策推進室 雇用促進担当	1	26,789,095	26,789,095	0	0	地域雇用活性化推進事業国庫相当額納付金
	国際政策課	1	2,205,000	2,205,000	0	0	一般財団法人自治体国際化協会 経済活動助成事業
	商工観光課	7	173,486,815	173,480,304	6,511	0	施設使用料電気料負担金、市有土地貸付料
	農林振興課	5	1,745,128	1,745,128	0	0	立木補償金、シルバー農園申込料
	農林振興課 市場管理事務所	7	82,545,214	82,545,214	0	0	青果部使用料、施設使用光熱水費負担金
未来部	こども家庭課	11	13,327,175	2,047,175	11,280,000	0	児童扶養手当返還金、助産施設措置費負担金
	保育課	19	297,262,509	281,732,059	15,446,630	83,820	私立・公立保育所保護者負担金、保育士修学資金貸付金返還金

部	所管課名	債権数	調定額	収入済額	収入未済額	不納欠損額	主な債権名
福祉部	介護保険課	6	3,042,551,602	3,017,229,170	20,691,652	4,630,780	介護保険料
	高齢者支援課	9	46,138,846	45,632,166	506,680	0	食の自立支援事業利用者負担金、老人措置費負担金
	社会・障がい者福祉課	16	43,155,697	10,138,566	33,017,131	0	災害援護資金貸付金元利収入、庄内保健福祉総合センター使用料
	生活支援課	1	325,729,149	51,792,875	273,936,274	0	生活保護費返還金及び徴収金
	健幸保健課	10	63,514,512	63,514,512	0	0	急患センター使用料、急患センター医師会負担金
都市建設部	建設政策課	7	26,617,542	22,434,842	4,182,700	0	飯塚立体駐車場使用料、略式代執行費用徴収金
	住宅課	13	1,151,380,153	541,544,531	591,270,794	18,564,828	市営住宅使用料、国住宅新築資金等貸付金元利収入、住宅改良等資金貸付金元利収入
	土木管理課	9	50,765,598	50,515,386	232,032	18,180	道路占用料、法定外公共物占用料
	土木建設課	1	88	88	0	0	履行遅滞損害金
	建築課	1	281,400	281,400	0	0	建築基準法施行事務取扱委託金
	都市計画課	11	5,357,247	5,357,247	0	0	霊園永代使用料・管理料、公園使用料、市有土地使用料
	農業土木課	1	5,001,939	4,395,083	527,836	79,020	法定外公共物占用料
穂波支所	市民窓口課	8	4,855,193	4,855,193	0	0	庁舎使用料、市有土地使用料
	経済建設課	1	69,544	69,544	0	0	市有土地貸付料
筑穂支所	市民窓口課	6	890,796	890,796	0	0	筑穂地区まちづくり協議会設備使用等負担金、市有土地使用料
	経済建設課	4	236,347	236,347	0	0	市有土地売却収入
庄内支所	市民窓口課	6	296,244	296,244	0	0	市有土地使用料
	経済建設課	5	819,645	819,645	0	0	農産物加工所使用料
穎田支所	市民窓口課	6	439,244	439,244	0	0	市有土地使用料、庁舎使用料
	経済建設課	2	60,671	60,671	0	0	市有土地使用料
議 会 事 務 局		2	67,000	67,000	0	0	電話使用料負担金
農 業 委 員 会 事 務 局		2	314,860	314,860	0	0	農業者年金業務委託金
教育部	教育総務課	13	32,063,387	21,095,232	10,968,155	0	奨学資金貸付金、育英資金貸付金元金収入
	学校教育課	2	94,744,746	91,890,946	2,853,800	0	児童クラブ利用料
	学校給食課	5	540,804,970	500,381,623	40,423,347	0	小中学校給食費負担金
	生涯学習課	9	3,648,677	3,648,677	0	0	公民館使用料、施設使用負担金
	文化課	12	21,258,700	20,679,700	579,000	0	旧伊藤伝右衛門邸入館料、文化会館駐車場使用料
企業局	企業管理課	11	3,767,255,663	3,683,947,065	82,374,048	934,550	水道料金、下水道使用料、汚水処理施設使用料

## (2) 調査票調査の結果

### ア 債権分類による状況

税外債権 369 債権の内訳は、公債権(強制徴収債権)が 50 債権、公債権(非強制徴収債権)が 119 債権、私債権が 200 債権である。

また、税外債権の収入未済額は 11 億 281 万 8,519 円(還付未済額 869 万 5,510 円含む。)で、そのうち公債権(強制徴収債権)が 3 億 4,565 万 3,128 円、公債権(非強制徴収債権)が 1,746 万 4,792 円、私債権が 7 億 3,970 万 599 円である。

表5-1 債権分類別（令和5年度）

（単位：件・円・％）

区 分		税外債権								
		債権数	調定額	構成比率	収入済額	構成比率	不納欠損	構成比率	収入未済額	構成比率
公債権	強制徴収債権	50	6,347,772,448	18.9	5,995,967,418	17.9	6,151,902	24.1	345,653,128	31.3
	非強制徴収債権	119	804,479,011	2.4	786,801,757	2.3	212,462	0.8	17,464,792	1.6
私債権	非強制徴収債権	200	27,474,659,140	82.0	26,715,842,785	79.8	19,115,756	75.0	739,700,599	67.1
合 計		369	34,626,910,599	100.0	33,498,611,960	100.0	25,480,120	100.0	1,102,818,519	100.0

## イ 債権管理台帳の整備状況

飯塚市債権管理条例第4条は、市の債権を適正に管理するため債権管理台帳を整備するものと規定している。

調査の結果、税外債権369債権のうち164債権についてはシステム、エクセルデータ又は紙の帳簿などの管理台帳を整備していることが確認された。しかしながら、205債権については台帳が整備されていない現状にある。

なお、市有土地使用料・貸付料など複数の所管課において管理している債権について、台帳を整備している課と整備していない課が混在し、台帳の作成をはじめとする事務が統一的な取扱いとなっていない債権も見受けられた。

表5-2【債権管理台帳の整備状況】

（単位：件）

債権数	台帳有	システム				台帳無
		システム	エクセルデータ	紙台帳	その他併用	
369	164	56	59	23	26	205

※その他併用・・・システムとエクセルデータ等複数管理を行っているもの。

## ウ 督促の実施状況

公債権及び私債権でそれぞれ納期限及び履行期限までに納付等しない者があるときは期限を指定してこれを督促しなければならないと規定されている（自治法第231条の3第1項、自治法施行令第171条、飯塚市債権管理条例第6条）。また、その行為には時効更新の効果が認められている（自治法第236条第4項）。

税外債権369債権のうち、87債権で督促行為を行っており、督促状を送付しているものが67債権、督促状に併せ訪問や電話連絡等を行っているものが20債権となっている。

表5-3【督促の実施状況】

（単位：件）

債権数	督促有	その他督促行為	
		督促状送付	その他督促行為
369	87	67	20

※その他督促行為・・・督促状の送付以外に訪問や電話連絡等を行っているもの。

## エ 催告の実施状況

催告の方法については法令等で特に定められておらず、督促しても完納されない場合に更に債務者へ納付を促すために、債権ごとに任意の方法で行っている。

税外債権 369 債権のうち、70 債権で催告行為を行っており、その内訳は、文書の送付が 16 債権、電話連絡が 8 債権、訪問が 4 債権となっているが、それら複数の手段を講じ催告行為を行っているものが最も多く 42 債権であった。

表5-4 【催告の実施状況】 (単位：件)

債権数	催告有				
		文書送付	電話	訪問	その他併用
369	70	16	8	4	42

※その他併用・・・文書の送付以外に電話連絡や訪問等を併用して行っているもの。

## オ 延滞金・遅延損害金の徴収状況

公債権については、債務者が納期限までに債務を履行しない場合、条例の定めにより「延滞金」を徴収することができることとされており、私債権については自治法の適用がされず延滞金の徴収はできないが、民法上の規定による「遅延損害金」を徴収することができることとされている。

税外債権 369 債権のうち、延滞金又は遅延損害金を徴収しているものは 24 債権(公債権 9 債権、私債権 15 債権)あり、徴収を行っている主なものは、介護保険料、後期高齢者医療保険料及び市有土地貸付料となっている。

## カ 財産調査等の実施状況

財産調査等の実施については、公債権(強制徴収債権)は強制力を持った調査権が認められているが、公債権(非強制徴収債権)及び私債権は幅広い調査権限は有しておらず、個別の法令等により調査を行うか、債務名義を取得したうえで裁判所を通じた調査を行う必要がある。

財産調査はその後の滞納処分等を行ううえでも必要とされており実施しているものは 20 債権、居所不明者調査を実施しているものは 27 債権、また債務者等が死亡した際に行う相続人調査を実施しているものは 15 債権となっている。

表5-5 【財産調査等の実施状況】 (単位：件)

債権数	財産調査			居所不明者調査			相続人調査		
	実施	未実施	対象案件なし	実施	未実施	対象案件なし	実施	未実施	対象案件なし
369	20	89	260	27	79	263	15	90	264

キ 滞納処分、強制執行の実施状況

税外債権 369 債権のうち、滞納処分(財産の差押え・換価等)及び強制執行を実施しているものは 14 債権(公債権 10 債権・私債権 4 債権)となっている。

公債権で実施している主なものは、介護保険料、後期高齢者医療保険料及び公立・私立保育所保護者負担金となっており、私債権では市営住宅使用料、市営住宅駐車場使用料及び国住宅新築資金等貸付金元利収入となっている。

表5-6【滞納処分、強制執行の実施状況】(単位:件)

債権数	実施	公債権		私債権
		強制徴収	非強制徴収	非強制徴収
		9	1	
369	14	9	1	4

ク 債権放棄の実施状況

債権を放棄するには、法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除き議会の議決を経ることとされている(自治法第 96 条第 1 項第 10 号)。本市では飯塚市債権管理条例を定め、非強制徴収債権(公債権・私債権)について同条例第 8 条第 1 項の規定により放棄できるとされており、同条例施行規則第 6 条第 3 項の規定に基づき、飯塚市債権管理委員会の審議を経て債権放棄されている。

税外債権 369 債権のうち、債権放棄を実施しているものは 19 債権(強制徴収公債権を含む)で、事由別件数でみると、消滅時効の完成による債権放棄が最も多く、その他、破産による免責及び相続人の不存在等を理由とした債権放棄がされている。

表5-7【債権放棄の実施状況】(単位:件)

債権数	実施	放棄事由別件数			未実施	対象案件なし
		2号	4号	5号		
		8	8	1,101		
369	19	8	8	1,101	66	284

※放棄事由:飯塚市債権管理条例第8条第1項

(2号)破産による免責 (4号)相続人の限定承認、不存在等 (5号)消滅時効の完成

ケ 滞納者に関する情報の利用状況

市の債権において、当該債権の管理のため必要な範囲において、他の債権の滞納の有無や個人情報等を利用及び提供を受けることができるとされている(飯塚市債権管理条例第 5 条)。

税外債権 369 債権のうち、滞納者情報の利用等をしているのは 5 課 13 債権で、債権放棄の手続前に利用されることが多く、残りの 352 債権については利用していない。

### コ 徴収等のマニュアルの作成状況

税務課が作成する「債権管理マニュアル」以外の独自マニュアルは 42 債権（作成中を含む。）で作成されており、残りの 327 債権では作成していない。なお、マニュアルを作成していない債権のうち、290 債権は収入未済金を生じていない債権である。

### サ 徴収業務委託の状況

徴収業務を委託しているものは 19 債権となっており、施設使用料等の徴収を指定管理者に委託しているものや、水道料金や下水道使用料では、賦課や徴収のほか受付業務等の料金収納関連業務を民間委託している。

### シ 従事職員数

債権管理に従事している職員数については、「1人で従事している」が最も多く 227 債権となっており、多くは他の業務と兼務しながら従事している。6人以上で従事している主な債権は、交流センター等複数の施設において徴収しているものや、窓口業務による収入で複数担当者がいるものとなっている。

表5-8【従事職員数の状況】（単位：件）

債権数	従事人数		
	1人	2人～5人	6人以上
369	227	100	42

※従事人数：再任用・会計年度任用職員含む。

### ス 職員研修の実施状況

職員研修を実施しているものは 33 債権となっているが、外部で開催される研修会に参加するものが多く、新任者等の特定の職員が出席している。

## (3) 調査票調査に対する意見

205 の債権で債権管理台帳を作成していないが、収入未済金の有無にかかわらず台帳の整備は、債権を適正に管理する上で極めて重要である。条例等に定められた項目を備えた債権管理台帳を整備されたい。

債権放棄を実施していない債権及び対象案件なしとされる債権の中には、将来的に実質回収困難とされる債権や少額債権が含まれており、これらを長期間管理し続けることは好ましくない場合もあるため、公平性を考慮しつつ管理コストの面からも債権放棄について検討が必要であると思料する。

徴収等に関するマニュアルについては、現在の少人数・兼務体制の中で誤った引継ぎにより、新たな収入未済の発生や誤った債権管理事務がなされないよう、統一的な取扱いを行うためのマニュアルは有用と考えられる。

## 2 実地監査

### (1) 対象課及び債権

税外債権 369 債権のうち収入未済税外債権は 53 債権あり、所管課において様々な徴収の取組みがなされている中、調査票調査では督促や催告を行っていない債権、財産調査等を実施していない債権、また年々収入未済額残高が増加し高額となっている債権も見受けられた。

収入未済税外債権の中から、不納欠損額及び収入未済額が大幅に増加した債権、新たに債権管理を行うこととなった下記の債権を実地監査の対象とした。

表5-9 実地監査対象債権一覧

(単位：円・人)

	所管課名	債権の名称	令和5年度				
			調定額	不納欠損額	債務者数	収入未済額	債務者数
1	住宅課	市営住宅使用料	784,595,508	18,179,809	44	247,132,220	594
2	こども家庭課	児童扶養手当返還金	12,746,460	0	0	11,085,000	29
3	保育課	保育士修学資金貸付金返還金	8,340,000	0	0	1,555,000	2

### (2) 実地監査の結果

実地監査対象課に対し、関係資料等の提出及び関係職員へ管理状況の聴取を行い、法令等に則り債権管理が適正に行われているか監査を行った。

確認した項目別の結果は次のとおりである。

#### 【市営住宅使用料】

##### ア 調定の手続及び納入通知について

歳入の調定は、その金額や納入義務者等が誤っていないか権利内容を調査し、行うこととされている。しかしながら、滞納繰越分の調定書について、全滞納者分を合算して調定しているが、その金額の根拠となる資料が添付されておらず、年度末における滞納の件数や対象者数が確認できないまま決裁がされているものが見受けられた。

##### イ 債権管理台帳の作成状況について

住宅使用料における債権管理台帳は、入退去や世帯構成及び使用料の決定について管理するシステムと、滞納者との交渉経過を記録し管理するシステムの2つを作成し、管理を行っている。しかしながら、交渉記録や督促状の発送について記載のないもの等債権管理台帳として不十分なものが見受けられた。

##### ウ 督促及び催告並びに財産調査等について

督促状に記載する指定期限は「督促状を発した日の属する月の25日」と飯塚

市市営住宅条例施行規則第 18 条第 2 項で定められているが、月の末日を指定し督促状を送付していた。更に催告書の送付について、決裁を経ずに送付していた。

連帯保証人への納付指導や法的措置移行への選定基準が飯塚市市営住宅使用料滞納整理要綱(令和 2 年度に制定、以下「滞納整理要綱」という。)で定められているが、いずれも実施対象者の選定が基準どおりに行われておらず、担当者の裁量に委ねられていた。

また、居所不明者調査及び相続人調査は法的措置移行者等へ限定的に実施されていたが、財産調査は実施されていない。

#### エ 債権放棄及び不納欠損処分について

令和 5 年度の債権放棄及び不納欠損をした件数は、前年度に比べ増加している。主な増加理由は「消滅時効の完成」を理由に放棄したとなっているが、そのうち債務者が死亡しているものについて相続人調査も行わず放棄となっているものや、債権管理台帳に折衝記録の記載がないもの、また催告停止の記事についての理由の記載がされていないなど、時効完成に至るまでの徴収努力に疑義が生じるものが見受けられた。

#### オ 収入未済の解消、収納率向上に向けた対策について

滞納整理要綱では滞納整理の具体的な取扱基準を設け、滞納整理フローを作成しているが、催告や納付指導及び法的措置への移行などが一部の債務者に対してのみ行われており、基準どおりに執行されていない。更に具体的な収納計画もなく、収入未済残高は年々増加している。

#### カ 従事職員数について

従事職員は 2 名であるが、うち 1 名は会計年度任用職員であり、主として 1 名で対応している。しかし当該職員は債権管理業務経験年数が 3 年目で、他の業務を兼任している。

### ● 実地監査に対する意見

債務者の所在不明や無資力等の理由により、回収されず長期にわたり管理されている債権が見受けられる。全体的に債権管理業務の正確性が低く、業務の遅れが認められ、その遅れが年々累積され、最終的に不納欠損処理を行うという連鎖を発生させていると思料する。当該要因としては、抱えている債務者数や債権額に対して、他の業務を兼任しながら主に担当職員が 1 名で対応している、いわゆる必要事務量と投下事務量のバランスの不均衡にあり、加えて従事者への相談体制・支援体制も十分でないことに起因していると考えられる。

## 【児童扶養手当返還金】

### ア 調定の手続及び納入通知について

年度当初に債務者ごとに調定し納入通知書を送付しているが、一部の債務者に対し、調定は行っているが納入通知書を送付していないもの、逆に消滅時効の完成により債権が消滅している債務者に対し調定し、納入通知書を送付していたものが見受けられた。

### イ 債権管理台帳の作成状況について

児童扶養手当返還金における債権の管理台帳は、システム化されておらず紙台帳で管理されている。また債権管理台帳は、債務者情報や交渉記録等が記載されている「児童扶養手当債権管理台帳（以下「台帳 A」という。）」と、収納日や債権残高が記載されている「児童扶養手当債権差引簿（以下「台帳 B」という。）」の2種類がある。

しかしながら、台帳 A においては、納付書の送付記録がない、債務者の住所が変更されていないなど内容が不十分なものが見受けられた。また、台帳 B においては、該当者が作成されていない、収納情報の記載が漏れている、記載時の計算間違いによる債権の残高誤りなどが見受けられた。

### ウ 督促及び催告並びに財産調査等について

令和 2 年度以降、全ての債務者について督促及び催告行為を行っていない。分割納付誓約者で一度も納付のない 5 名についても、督促・催告をすることなく、毎年納付書を送付するだけとなっている。

### エ 債権放棄及び不納欠損処分について

公債権であるため時効の援用を要せず、時効期間が経過した際は債権が消滅することとなるが、消滅時効が完成した滞納者の不納欠損処理が行われておらず、収入未済額に計上されたままであった。

### オ 収入未済の解消、収納率向上に向けた対策について

債権管理を適正に行うため、飯塚市児童扶養手当返納金債権管理要綱を制定し、債権を管理しているが、債権発生当初に額を確定し通知する返納金通知書の発出時期を諸手続の最後に通知していた。

また、一括返金できず分納の取扱いとなっている債権について、承認された分納期間が経過している全ての債務者に対し、期間の更新手続をさせないまま分納を続けていた。

#### カ 従事職員数について

従事職員は 2 名で担当し、1 名は担当係長で、1 名は経験 6 年目の者とバランスの取れた配置となっている。また、従事職員数が複数ということもあり相談相手がいる状況にある。

### ● 実地監査に対する意見

債権台帳の記載漏れ等による債権残高の誤りがある。また、分納期間の更新手続がないもの、返納額の確定通知の送付時期が誤っているもの、時効の完成により消滅した債権について不納欠損処理が行われていないものなどが散見された。これらの要因としては、前任者との引継ぎが不十分であること、事務マニュアルが無いこと、紙台帳による正確性の低さなどが考えられる。

### 【保育士修学資金貸付金返還金】

#### ア 調定の手続及び納入通知について

適切に債務者ごとに調定を起票し納入通知書を送付している。

#### イ 債権管理台帳の作成状況について

債権管理台帳は、紙媒体及びエクセルデータで作成・管理されている。返還金を還付した際の記載がないものが見受けられたが、債務者からの返還ごとに台帳に記載し内部決裁も適切に行われていた。

#### ウ 督促及び催告並びに財産調査等について

一部督促及び催告を行っていないものがあったが、概ね債務者から計画的に返還されており財産調査等は行われていない。

#### エ 債権放棄及び不納欠損処分について

要件を満たし、返還を免除することとなった債権の放棄について専決者の定めがなく課長決裁としていた。

#### オ 収入未済の解消、収納率向上に向けた対策について

飯塚市保育士修学資金貸付金条例施行規則を定め、貸付金の返還事務を行っているが、返還の猶予や分割の取扱いについて、規則等に定める猶予に係る申請書の提出及び決定通知の発出手続がされないまま猶予していた。

#### カ 従事職員数について

従事職員は 3 名で担当し、職員が 2 名、会計年度任用職員が 1 名の合計 3 名で、債務者数も少ないことから、事務量としては十分な状況にある。

● 実地監査に対する意見

比較的、新たに発生した債権であり、債務者数も少ないことから、ほぼ順調に債権管理が行われている。

なお、継続性を思料すると、事務マニュアルを作成し人事異動に影響されない統一的な対応が望まれる。

3 飯塚市債権管理条例の運用状況

(1) 債権管理委員会

平成 26 年度に市が保有する債権の適正管理に資するため、飯塚市債権管理条例施行規則（以下「債権管理規則」という。）に基づき「飯塚市債権管理委員会（以下「委員会」という。）が設置された。委員会では主に、強制執行、徴収停止等の報告に関することや、債権放棄に関してその妥当性の審議を行いその結果を飯塚市未収金対策会議に報告している。

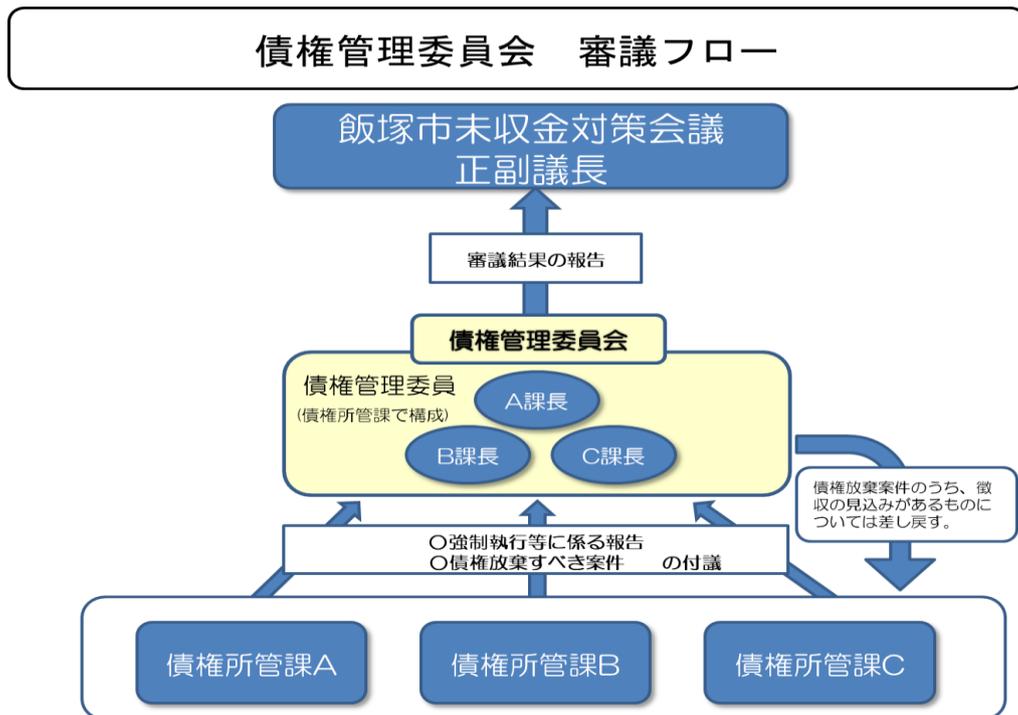
委員会の事務局は、債権回収のノウハウを持つ税務課が担当しており、その役割として滞納者に関する情報の利用の審査や、市が保有する債権の収納率等のとりにまとめなどの審査・統括機能のほかに、債権所管課の徴収事務等に関する指導・助言機能を有している。

委員会は債権を所管する課で構成され年に 1 回開催されており、内容は主に債権放棄に関する審議となっている。審議件数及び流れは次のとおりである。

表5-10 債権管理委員会審議一覧 (単位：円)

	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
開催数	1	1	1	1	1
審議債権数	7	7	8	6	3
所管課数	4	4	5	3	2
債権額	19,410,243	9,755,679	8,946,770	10,719,687	4,411,704
結果	妥当	妥当	妥当	妥当	妥当

※飯塚市債権管理条例第8条（債権の放棄）に関する審議



## (2) 条例の運用

税務課では、飯塚市債権管理条例（以下「条例」という。）及び債権管理規則に基づき、市の債権の滞納状況の把握と条例に基づく統一的な管理のもと、効率的な債権管理と円滑な事務処理が行えるよう「債権管理マニュアル」、「運用ガイドライン」及び「委員会の役割と意義について」を作成し毎年周知を行っている。しかしながら、滞納者に関する情報の利用状況については特定の所管課だけが行っており、十分に活用されているとはいえず、また指導・助言についても委員会へ付議する所管課以外の相談はない状況にある。また、債権別収納率の集計を毎年行っており、主な債権の収納率等の推移は把握しているが、その結果を分析し債権所管課へ指導・助言するまでには至っていない。

債権管理規則第3条第1項では、「市の債権を所管する部長は、その所管に属する債権に関する事務を統括し、市の債権を所管する課長はその事務を処理する。」と規定されているが、債権管理が十分に果たされていない課ほど担当者任せになっていると思料する。

また、同条第2項では「行政経営部長は、債権管理の適正を期するため、債権管理に関する事務の処理について必要な調整を行うものとする。」、同条第3項では「行政経営部長は、所管課長に対し、債権管理の状況に関する資料の提出又は報告を求め、必要な措置を講ずることを求めることができる。」と規定し、行政経営部長に対し強い権限を付与しているが、税外債権の現状を見る限り更なるリーダーシップの発揮が求められる。

## 第5 むすび

令和5年度歳入決算における市税等を除く税外債権の収入未済額は11億1,151万4,029円(還付未済額を除く。)で、不納欠損額は2,548万120円となっており、そのうち滞納繰越となったものに対する過年度分の徴収率は低くなっている。

本市の債権回収体制は、各所管課での担当者の個別管理となっており、さらに当該担当者はその他の業務と兼務し、債権管理の専任ではないことがほとんどである。そのような中、債権所管課においては収入未済金の徴収に様々な改善や取組みがなされていることがうかがえるが、一方で債権回収が進まず、高額の収入未済金が発生しているものも見受けられる。

また、過去の定期監査や決算審査において債権管理に係る不適切な事務が見受けられ、改善を求める指摘を行ってきたところであるが、複数の部局で同様の誤りが生じているほか、同じ内容で異なる年度に再度指摘する状況が発生している。

厳しい財政状況の中、歳入確保、債権の適正管理、市民負担の公平性の推進といった観点から、収入未済額の縮減には全力で努めなければならないことは言うまでもないが、業務量の増加や人員不足により債権回収に注力することが困難な所管課も見受けられたことから、組織や事務の見直しも踏まえ徴収体制の強化を図られるよう全庁的に取り組まれることを要望する。

なお、今回の監査を行った結果、改善及び検討すべき事項が見受けられたものについて、次に意見を述べる。

### 1 債権管理の事務処理について

#### (1) 債権管理台帳の整備

飯塚市債権管理条例に定められているとおり、債権管理台帳は債権管理を行うにあたっての基本台帳であり、必要な事項を一元管理する極めて重要な台帳である。そのため、債権状態が一目でわかるように整備し、組織で共有されなければならない。しかしながら、調査を行った税外債権では台帳を作成していない債権が多く見受けられた。これらは担当者による債権管理条例等の認識不足によるものも要因の一つと思われる。

また、作成している台帳は、システムや紙台帳及びエクセルデータなどを用い整備を行っているが、交渉記録や督促状の発送日及び収納履歴等の記載がないもの、債務者の情報更新が網羅的に行われていないものなど、債務者の現況が正確に記載されておらず債権管理台帳としては不十分なものがあつた。

台帳の不備は、債務者に対する適宜適切な督促等の活動を困難にするとともに、訴訟等の法的措置をとる際の証拠不足の原因にもなるため、適正に台帳の作成・管理を行われたい。

## (2) 事務処理の確認体制の確立と法令遵守

債権の事務処理は、条例や規則等で申請から免除・分割の取扱いのほか様式など様々な処理について規定されており、それらに基づき適正に管理しなければならない。

しかしながら、申請や決定処理がされていない債権、あるいは決裁が取られていないなど不適正な事務処理をしているものが見受けられた。そのうち新たに管理することとなった債権では、独自の事務マニュアルも作成していなかったため債権管理手続が確立しておらず、最初の誤った取扱いがそのまま引き継がれていた。

今後、法令に適合した事務処理が行われているか組織内の確認体制の見直しと強化に取り組み、より適正な管理に努められたい。また、債権管理の前提は法令遵守であり、法令遵守のためには守るべき法令を理解することが必要である。債権管理においては多岐にわたる法令についての理解が必要になる。

担当職員には法務知識や執行方法、滞納者との折衝等さまざまな知識やスキルが求められているため、人事異動等で担当者が変わっても債務者に対し統一的な対応ができるよう一連の手法をマニュアル化することも有用と考える。

## 2 債権放棄及び不納欠損について

債権管理においては、最大限回収するように注力すると同時に、市民負担の公平性の観点からも債権管理の放置による時効の消滅はあってはならないため、徴収努力により時効の更新措置(分納誓約等)が行われているかどうか、安易な消滅時効が完成しないよう時効管理を徹底する必要がある。一方で、債務者が無資力であるなどの理由で事実上回収の可能性の低い債権を保有し続けることは、限られた人的資源の中で効率的・効果的な債権回収を図る観点からは避けるべきであるともされている。債権放棄すべきかどうかは、徴収努力を尽くしたうえで、誠実に納付している市民との公平性を考慮し慎重に判断することが求められる。

## 3 債権管理体制の整備について

令和5年度末時点における収入未済額の中には、滞納期間が長期化しているケースや債務者や保証人が死亡しているもの及び連絡先も不明となっているものなど、回収の難しいものも含まれている。また、折衝記録が台帳に記載しておらず、折衝自体がないのか、ただの記載漏れなのか確認できないものもあるため、それらを再度確認するには相当の時間を要すると思われる。しかし、確認を行わなければ時間の経過とともに債権回収が困難になっていくと考えられることから、滞納債権の管理及び徴収を早急に進め収納率を向上させるために、専任の担当者を配置するなど人員配置の見直しや、また内部で全て対処することが難しい場合には、外部の専門業者に委託を検討するなど、債権管理の体制を整備されたい。

#### 4 適正な業務量と人材育成について

債権管理担当者の多くは他の業務を兼務しており、日常業務に追われ、徴収事務の時間を十分に確保することができない状況が、特に収入未済額の多い債権で見受けられる。適正な債権管理を行うためには、管理している債権に見合った事務量を見極め、適切な事務分担の見直しや人員を配置するなど、全庁的な取組みが求められる。

また、業務を行う中で、督促や債権放棄等についてその知識がなく誤った債権管理を行っている所管課も見受けられた。不十分な債権管理は住民訴訟にも繋がりがねないため、そのようなリスクを減らすためにも、全庁的な研修等を開催するなど、統一的な債権管理が行われるよう対策を講じられたい。

#### 5 回収業務の一元管理について

今回の監査で対象とした債権については、所管課ごとに管理、徴収業務が行われており、滞納管理に係るシステム(台帳等を含む。)も個々に構築されているため債権の情報共有はされていない。複数の債権を滞納している債務者が存在する場合、まず情報を共有し名寄せを行うことができれば、債務者の状況に応じ債権保全や回収及び納付交渉等の一元化が可能となり、事務の効率化を図ることができると考える。このような滞納者情報の共有化は法令及び飯塚市個人情報保護に関する法律施行条例の制約等を勘案しつつ全庁的な取組みを検討されたい。

また、過年度未収金の半減を目標とし、飯塚市行政経営戦略推進ビジョンの具体的な取組みとして、行政経営戦略推進プランにおいて、新規に「滞納整理に特化した部署の設置」を盛り込み、令和6年度より調査検討を行うこととなった。近年、行政事務が広範で複雑多岐となる中、効率的効果的に滞納債権を徴収するためには、債権を専門的な知識を有する部署で一元的に管理することが未収金の縮減に繋がると考えられる。早期に管理部署が設置され、一層適正な債権管理に取組まれることを期待する。

## 第 6 資料

- 1 債権別管理状況
- 2 令和 6 年度行政監査調査票（個票）
- 3 飯塚市債権管理条例
- 4 飯塚市債権管理条例施行規則
- 5 飯塚市債権管理委員会に関する要綱
- 6 飯塚市未収金対策会議設置要綱

# 1 債権別管理状況

・調査票調査（税外債権 369 債権）回答結果より

(○=有、×=無、△=対象案件なし)

部	所管課	債権の名称	債権区分	台帳の有無	督促の有無	催告の有無	債権放棄の有無	情報利用の有無	マニュアルの有無	委託の有無	従事職員数	研修の有無	会計区分		
総務部	契約課	自動車損害保険解約金	私債権	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計		
		自動車損害保険金	私債権	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計		
		自動車賠償責任保険解約金	私債権	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計		
		不用品売却収入	私債権	○	×	×	△	×	×	×	×	1人	×	一般会計	
	情報管理課	広告料	私債権	私債権	○	○	○	△	×	×	×	2人	×	一般会計	
	人事課	退職手当組合負担金返還金	私債権	私債権	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計	
		飯塚研究開発機簿負担金	私債権	私債権	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計	
		被災地派遣職員給与等負担金	私債権	私債権	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計	
		社会保険料被保険者負担金(雇用保険料)	公債権 (非強制徴収債権)	公債権 (非強制徴収債権)	×	×	×	△	×	×	×	2人	×	一般会計	
		職員手当等返還金	私債権	私債権	×	×	×	△	×	×	×	2人	×	一般会計	
		福岡県市町村共済組合助成金	私債権	私債権	×	×	×	△	×	×	×	2人	×	一般会計	
	総務課	広告料	私債権	私債権	×	×	×	△	×	×	×	2人	×	一般会計	
		市の歌CD販売収入	私債権	私債権	○	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計	
		市史販売収入	私債権	私債権	○	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計	
		市勢要覧販売収入	私債権	私債権	○	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計	
		市地図販売収入	私債権	私債権	○	×	×	△	×	○	×	1人	×	一般会計	
		市有土地使用料	私債権	私債権	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計	
		市有土地貸付料	私債権	私債権	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計	
		施設使用電気料負担金	私債権	私債権	×	×	×	△	×	×	×	2人	×	一般会計	
		施設使用負担金	公債権 (非強制徴収債権)	公債権 (非強制徴収債権)	○	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計	
		損害賠償金(本庁舎損害賠償分)	私債権	私債権	○	×	×	△	×	×	×	2人	×	一般会計	
		庁舎使用料	公債権 (非強制徴収債権)	公債権 (非強制徴収債権)	×	×	×	△	×	×	×	2人	×	一般会計	
		電話使用料負担金	私債権	私債権	○	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計	
		統計いづか販売収入	私債権	私債権	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計	
		複写機使用収入	私債権	私債権	○	×	×	△	×	×	×	2人	×	一般会計	
		本庁舎有料駐車場使用料	公債権 (強制徴収債権)	公債権 (強制徴収債権)	×	×	×	△	×	×	×	2人	×	一般会計	
		郵便切手類等販売手数料	私債権	私債権	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計	
		郵便切手類等販売収入	私債権	私債権	○	×	×	△	×	×	○	1人	×	一般会計	
		防災安全課	市有土地使用料	公債権 (強制徴収債権)	公債権 (強制徴収債権)	○	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計
			損害賠償金(市有地不法占有分)	公債権 (強制徴収債権)	公債権 (強制徴収債権)	○	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計
	自動車損害保険解約金		私債権	私債権	○	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計	
	消防団員退職報償金共済金		公債権 (強制徴収債権)	公債権 (強制徴収債権)	○	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計	
LED防犯灯設置事業分担金	公債権 (強制徴収債権)		公債権 (強制徴収債権)	○	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計		
市有土地貸付料	公債権 (強制徴収債権)		公債権 (強制徴収債権)	○	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計		
救急無線基地局敷借地料負担金	私債権		私債権	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計		
動産総合保険金	私債権		私債権	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計		
防災・行政情報通信ネットワーク整備事業助成金	公債権 (強制徴収債権)	公債権 (強制徴収債権)	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計			

(○=有、×=無、△=対象案件なし)

部	所管課	債権の名称	債権区分	台帳の有無	督促の有無	催告の有無	債権放棄の有無	情報利用の有無	マニュアルの有無	委託の有無	従事職員数	研修の有無	会計区分
行政経営部	総合政策課	市有土地使用料	公債権 (強制徴収債権)	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計
		市有土地貸付料	公債権 (強制徴収債権)	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計
		施設使用電気料負担金	私債権	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計
	財産活用課	火災等保険金	私債権	×	×	×	×	×	×	×	1人	×	一般会計
		火災等保険負担金	私債権	×	×	×	×	×	×	×	1人	×	一般会計
		市有建物貸付料	私債権	○	○	○	×	×	×	×	1人	×	一般会計
		市有土地貸付滞滞損害金	私債権	×	○	○	×	×	×	×	1人	×	一般会計
		市有土地売払収入	私債権	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計
		登記事務費負担金	私債権	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計
		立木等補償収入	私債権	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計
市有土地貸付料	私債権	○	○	○	×	×	×	×	1人	×	一般会計		
税務課	軽自動車課徴金	公債権 (強制徴収債権)	○	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計	
市民協働部	人権・同和政策課	各種講座参加者負担金	私債権	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計
		市有土地使用料	公債権 (非強制徴収債権)	○	×	×	△	×	×	×	3人	×	一般会計
		施設使用負担金	私債権	×	×	×	△	×	×	×	2人	×	一般会計
		人権啓発センター使用料	私債権	×	×	×	△	×	×	×	2人	×	一般会計
		複写機使用収入	私債権	×	×	×	△	×	×	×	2人	×	一般会計
		同和地区結婚支度金貸付金元利収入 (滞納繰越分)	私債権	○	×	×	×	×	×	×	2人	×	一般会計
		専修学校技能習得資金貸付金元金収入	私債権	○	○	○	△	×	×	×	2人	×	一般会計
	男女共同参画推進課	男女共同参画推進センター使用料	公債権 (非強制徴収債権)	○	×	×	△	×	×	×	2人	×	一般会計
		印刷機使用収入	私債権	○	×	×	△	×	×	×	2人	×	一般会計
	スポーツ振興課	いびづかスポーツ・リゾート施設維持費納付金	公債権 (非強制徴収債権)	○	○	×	△	×	×	×	2人	×	一般会計
		グラウンド使用料	公債権 (非強制徴収債権)	○	○	×	△	×	×	×	2人	×	一般会計
		サンビレッジ苗出捐金精算金	公債権 (非強制徴収債権)	○	○	×	△	×	×	×	2人	×	一般会計
		テニスコート使用料	公債権 (非強制徴収債権)	○	○	×	△	×	×	×	2人	×	一般会計
		市有土地使用料	公債権 (非強制徴収債権)	○	○	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計
		市有土地貸付料	公債権 (非強制徴収債権)	○	○	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計
		施設使用上下水道料負担金	公債権 (非強制徴収債権)	○	○	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計
施設使用電気料負担金		公債権 (非強制徴収債権)	○	○	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計	
施設利用料		公債権 (非強制徴収債権)	○	○	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計	
体育館使用料		公債権 (非強制徴収債権)	○	○	×	△	×	×	×	2人	×	一般会計	
艇庫使用料		公債権 (非強制徴収債権)	○	○	×	△	×	×	×	2人	×	一般会計	
野球場使用料	公債権 (非強制徴収債権)	○	○	×	△	×	×	×	2人	×	一般会計		
地域公共交通対策課	エリアワゴン運賃収入額納付金	私債権	○	×	×	△	×	×	×	3人	×	一般会計	
	コミュニティバス運賃収入額納付金	私債権	○	×	×	△	×	×	×	3人	×	一般会計	
	予約乗合タクシー運賃収入額納付金	私債権	○	×	×	△	×	×	×	3人	×	一般会計	
	予約乗合タクシー事業国庫相当額納付金	私債権	○	×	×	△	×	×	×	3人	×	一般会計	

(○=有、×=無、△=対象案件なし)

部	所管課	債権の名称	債権区分	台帳の有無	督促の有無	催告の有無	債権放棄の有無	情報利用の有無	マニュアルの有無	委託の有無	従事職員数	研修の有無	会計区分	
市民協働部	まちづくり推進課	ふれあい交流センター使用料	公債権 (非強制徴収債権)	×	×	×	△	×	×	×	6人	×	一般会計	
		交流センター使用料	公債権 (非強制徴収債権)	×	×	×	△	×	×	×	46人	×	一般会計	
		市有土地使用料	公債権 (非強制徴収債権)	×	×	×	△	×	×	×	4人	×	一般会計	
		市有土地貸付料	公債権 (非強制徴収債権)	×	×	×	△	×	×	×	4人	×	一般会計	
		施設使用電気料負担金	公債権 (非強制徴収債権)	×	×	×	△	×	×	×	4人	×	一般会計	
		施設使用料	公債権 (非強制徴収債権)	×	×	×	△	×	×	×	4人	×	一般会計	
		電話使用料負担金	公債権 (非強制徴収債権)	×	×	×	△	×	×	×	4人	×	一般会計	
		燃料使用負担金	公債権 (非強制徴収債権)	×	×	×	△	×	×	×	4人	×	一般会計	
		複写機使用収入	公債権 (非強制徴収債権)	×	×	×	△	×	×	×	46人	×	一般会計	
	市民活動支援課	コミュニティ助成金	私債権	○	×	×	△	×	×	×	6人	×	一般会計	
複写機使用収入		私債権	○	×	×	△	×	○	×	6人	×	一般会計		
市民環境部	市民課	複写機使用収入	公債権 (非強制徴収債権)	×	×	×	△	×	×	×	10人	×	一般会計	
		臨時運行許可番号標弁償金	公債権 (非強制徴収債権)	○	×	×	△	×	×	×	10人	×	一般会計	
	医療保険課	未熟児養育医療費負担金	公債権 (非強制徴収債権)	○	×	×	×	×	×	×	×	1人	×	一般会計
		ひとり親家庭等医療費第三者納付金	公債権 (強制徴収債権)	○	○	○	△	×	×	○	×	1人	○	一般会計
		普通徴収保険料※後期	公債権 (強制徴収債権)	○	○	○	○	○	×	×	×	3人	○	特別会計(後期)
		子ども医療費第三者納付金	公債権 (強制徴収債権)	○	○	○	△	×	×	○	×	1人	○	一般会計
		(重度)障がい者医療費第三者納付金	公債権 (強制徴収債権)	○	○	○	△	×	×	○	×	1人	○	一般会計
		ひとり親家庭等医療費返納金	公債権 (非強制徴収債権)	○	○	○	○	×	×	×	×	1人	×	一般会計
		子ども医療費返納金	公債権 (非強制徴収債権)	○	○	○	○	×	×	×	×	1人	×	一般会計
		障がい者医療費返納金	公債権 (非強制徴収債権)	○	○	○	○	×	×	×	×	1人	×	一般会計
		延滞金※後期	公債権 (強制徴収債権)	○	○	○	○	○	×	×	×	3人	○	特別会計(後期)
		現年度分特別徴収保険料※後期	公債権 (強制徴収債権)	○	×	×	△	×	×	×	×	3人	○	特別会計(後期)
		保険料還付金※後期	公債権 (非強制徴収債権)	○	×	×	△	×	×	×	×	3人	○	特別会計(後期)
		督促手数料※後期	公債権 (強制徴収債権)	○	○	○	○	○	×	×	×	3人	○	特別会計(後期)
		一般被保険者第三者納付金※国保	公債権 (強制徴収債権)	○	○	○	△	×	×	○	×	1人	○	特別会計(国保)
	高額療養費支払資金貸付金※基金	私債権	○	×	×	×	×	×	×	×	1人	×	基金	
	一般被保険者返納金※国保	私債権	○	○	○	△	×	×	×	×	3人	×	特別会計(国保)	
	環境整備課	市有土地使用料	公債権 (強制徴収債権)	○	×	×	△	×	×	×	×	1人	×	一般会計
		市有土地貸付料	公債権 (強制徴収債権)	×	×	×	△	×	×	×	×	1人	×	一般会計
		二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金	私債権	×	×	×	△	×	×	×	×	1人	×	一般会計
		不用品売払収入	私債権	×	×	×	△	×	×	×	×	1人	×	一般会計
		立木等補償収入	公債権 (強制徴収債権)	○	×	×	△	×	×	×	×	1人	×	一般会計
		環境対策課	市有土地使用料	公債権 (非強制徴収債権)	○	×	×	△	×	×	×	×	1人	×
一般廃棄物処理業務許可申請手数料	公債権 (非強制徴収債権)		×	×	×	△	×	×	×	×	1人	×	一般会計	
ごみ処理手数料	公債権 (非強制徴収債権)		○	×	×	△	×	×	×	×	1人	×	一般会計	
市有土地貸付料	公債権 (非強制徴収債権)		○	×	×	△	×	×	×	×	1人	×	一般会計	
施設使用電気料負担金	私債権		○	×	×	△	×	×	×	×	1人	×	一般会計	
旧清掃施設跡地環境等調査費負担金	私債権		×	×	×	△	×	×	×	×	1人	×	一般会計	
環境対策課 環境センター	市有土地使用料		公債権 (非強制徴収債権)	×	×	×	×	×	×	×	×	1人	×	一般会計
	施設使用電気料負担金	私債権	×	×	×	×	×	×	×	×	1人	×	一般会計	
	自動車損害保険解約金	私債権	×	×	×	×	×	×	×	×	1人	×	一般会計	
	し尿処理手数料	公債権 (非強制徴収債権)	○	○	○	○	×	×	×	×	4人	×	一般会計	

(○=有、×=無、△=対象案件なし)

部	所管課	債権の名称	債権区分	台帳の有無	督促の有無	催告の有無	債権放棄の有無	情報利用の有無	マニュアルの有無	委託の有無	従事職員数	研修の有無	会計区分
経 済 部	公営競技事業所	オートレース活性化特別推進事業助成金	私債権	×	×	×	△	×	×	×	7人	×	特別会計(小型)
		その他貸付収入	私債権	×	×	×	△	×	×	×	7人	×	特別会計(小型)
		映像使用料	私債権	×	×	×	△	×	×	×	7人	×	特別会計(小型)
		広告料	私債権	×	×	×	△	×	×	×	7人	×	特別会計(小型)
		市有土地貸付料	私債権	×	×	×	△	×	×	×	7人	×	特別会計(小型)
		施設使用上下水道料負担金	私債権	×	×	×	△	×	×	×	7人	×	特別会計(小型)
		施設使用電気料負担金	私債権	×	×	×	△	×	×	×	7人	×	特別会計(小型)
		重勝式発売収益配分金	私債権	×	×	×	△	×	×	×	7人	×	特別会計(小型)
		勝車投票券買戻時効収入	私債権	×	×	×	△	×	×	×	7人	×	特別会計(小型)
		勝車投票券発売事故収入	私債権	×	×	×	△	×	×	×	7人	×	特別会計(小型)
		勝車投票券発売収入	私債権	×	×	×	△	×	×	×	7人	×	特別会計(小型)
		勝車投票券払戻及び買戻事故収入	私債権	×	×	×	△	×	×	×	7人	×	特別会計(小型)
		勝車投票券払戻時効収入	私債権	×	×	×	△	×	×	×	7人	×	特別会計(小型)
		場外発売業務受託事業収入	私債権	×	×	×	△	×	×	×	7人	×	特別会計(小型)
		席料	私債権	×	×	×	△	×	×	×	7人	×	特別会計(小型)
	電話使用料負担金	私債権	×	×	×	△	×	×	×	7人	×	特別会計(小型)	
	売店・競走会事務所等貸付料	私債権	×	×	×	△	×	×	×	7人	×	特別会計(小型)	
	経済政策推進室 企業誘致担当	市有建物貸付料	私債権	×	×	×	△	×	×	×	4人	×	一般会計
		市有土地貸付料(一般会計)	私債権	×	×	×	△	×	×	×	4人	×	一般会計
		市有土地貸付料(特別会計)	私債権	×	×	×	△	×	×	×	4人	×	特別会計(工業)
	経済政策推進室 産学振興担当	新産業創出支援センター使用料	公債権 (非強制徴収債権)	○	○	○	○	×	×	○	3人	×	一般会計
		新産業創出支援センター駐車場使用料	公債権 (非強制徴収債権)	○	○	×	○	×	×	○	3人	×	一般会計
	経済政策推進室 雇用促進担当	地域雇用活性化推進事業国庫相当額納付金	私債権	×	×	×	△	×	×	×	2人	×	一般会計
	国際政策課	一般財団法人自治体国際化協会経済活動助成事業	私債権	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計
	商工観光課	市有土地使用料	公債権 (強制徴収債権)	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計
		市有土地貸付料	公債権 (強制徴収債権)	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計
		事業継続応援資金預託金元金収入	私債権	○	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計
		周遊商業エリア連携事業負担金	私債権	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計
		中小企業融資資金預託金元金収入	私債権	○	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計
		福岡県信用保証協会損失補償金返納金	私債権	○	×	×	○	×	×	×	1人	×	一般会計
		施設使用料電気料負担金	私債権	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計
	農林振興課	シルバー農園申込量	公債権 (強制徴収債権)	○	○	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計
		担い手への農地集積対策事業費補助金返還金	公債権 (非強制徴収債権)	×	×	×	×	×	×	×	1人	×	一般会計
		農業後継者育成対策事業費補助金返還金	公債権 (非強制徴収債権)	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計
		農地中間管理事業業務委託金	私債権	×	×	×	△	×	×	×	2人	×	一般会計
		分取造林契約地の解除に伴う立木補償金	公債権 (非強制徴収債権)	×	×	×	×	×	×	×	1人	×	一般会計
	農林振興課 市場管理事務所	花き部使用料	公債権 (非強制徴収債権)	○	×	×	△	×	×	×	2人	×	特別会計(市場)
		市有土地使用料	公債権 (非強制徴収債権)	×	×	×	△	×	×	×	2人	×	特別会計(市場)
		施設使用光熱水費負担金	公債権 (非強制徴収債権)	○	×	×	△	×	×	×	2人	×	特別会計(市場)
		社会保険料被保険者負担金(雇用保険)	公債権 (非強制徴収債権)	×	×	×	△	×	×	×	2人	×	特別会計(市場)
		青果部使用料	公債権 (非強制徴収債権)	○	×	×	△	×	×	×	2人	×	特別会計(市場)
		調理室使用料	公債権 (非強制徴収債権)	○	×	×	△	×	×	×	2人	×	特別会計(市場)
付属営業人施設使用料		公債権 (非強制徴収債権)	○	×	×	△	×	×	×	2人	×	特別会計(市場)	

(○=有、×=無、△=対象案件なし)

部	所管課	債権の名称	債権区分	台帳の有無	督促の有無	催告の有無	債権放棄の有無	情報利用の有無	マニュアルの有無	委託の有無	従事職員数	研修の有無	会計区分	
こども未来部	こども家庭課	児童扶養手当返還金	公債権 (非強制徴収債権)	○	○	○	△	×	×	×	2人	×	一般会計	
		ひとり親家庭等日常生活支援事業利用者負担金	公債権 (非強制徴収債権)	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計	
		各種講座参加者負担金	私債権	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計	
		休日等子育て支援事業利用者負担金	私債権	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計	
		婚活支援事業参加者負担金	私債権	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計	
		産前・産後生活支援事業利用者負担金	私債権	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計	
		子育て短期支援事業利用者負担金	公債権 (非強制徴収債権)	○	○	○	△	×	×	×	×	1人	×	一般会計
		市有土地貸付料	私債権	×	×	×	△	×	×	×	×	1人	×	一般会計
		助産施設措置費負担金	公債権 (非強制徴収債権)	○	○	○	△	×	×	×	×	1人	×	一般会計
		児童手当返還金	公債権 (非強制徴収債権)	○	○	○	△	×	×	×	×	2人	×	一般会計
	母子生活支援施設措置費負担金	公債権 (非強制徴収債権)	×	×	×	△	×	×	×	×	1人	×	一般会計	
	保育課	私立保育所保護者負担金	公債権 (強制徴収債権)	○	○	○	△	×	○	○	○	1人	○	一般会計
		公立保育所保護者負担金	公債権 (強制徴収債権)	○	○	○	△	×	○	×	×	1人	○	一般会計
		広域入所保護者負担金	公債権 (強制徴収債権)	○	○	○	△	×	○	×	×	1人	○	一般会計
		一時預かり事業利用者負担金	公債権 (非強制徴収債権)	○	○	○	×	×	×	×	×	6人	×	一般会計
		延長保育事業利用者負担金	公債権 (強制徴収債権)	○	○	○	×	×	×	×	×	6人	×	一般会計
		市有土地使用料	私債権	○	○	○	△	×	×	×	×	1人	×	一般会計
		市有土地貸付料	私債権	×	×	×	△	×	×	×	×	1人	×	一般会計
		副食費保護者負担金	公債権 (非強制徴収債権)	○	○	○	△	×	○	×	×	1人	×	一般会計
		水道料金還付金	私債権	×	×	×	△	×	×	×	×	1人	×	一般会計
		日本スポーツ振興センター負担金	私債権	○	×	×	×	×	○	×	×	6人	×	一般会計
		病児保育事業利用者負担金	私債権	×	×	×	△	×	×	×	×	1人	×	一般会計
		保育士就職緊急支援助成金返還金	私債権	○	○	○	×	×	×	×	×	3人	×	一般会計
		保育士生活資金貸付金返還金	私債権	○	○	×	△	×	×	×	×	3人	×	一般会計
保育所バス遠足保護者負担金		私債権	○	×	×	△	×	×	×	×	6人	×	一般会計	
余剰電力売電料	私債権	○	×	×	△	×	×	×	×	1人	×	一般会計		
幼稚園バス遠足保護者負担金	私債権	○	×	×	△	×	×	×	×	5人	×	一般会計		
授業料	公債権 (非強制徴収債権)	○	○	○	△	×	○	×	×	1人	○	一般会計		
保育士修学資金貸付金返還金	私債権	○	○	×	△	×	×	×	×	3人	×	一般会計		
預かり保育料	私債権	○	○	○	△	×	○	○	○	1人	×	一般会計		
福祉部	介護保険課	普通徴収保険料※介護保険	公債権 (強制徴収債権)	○	○	○	○	×	○	×	4人	○	特別会計(介護)	
		現年度分特別徴収保険料※介護	公債権 (強制徴収債権)	○	×	×	△	×	○	×	4人	○	特別会計(介護)	
		高額介護サービス費等貸付金元金収入	私債権	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	特別会計(介護)	
		第1号被保険者延滞金	公債権 (強制徴収債権)	○	×	×	×	×	○	×	4人	○	特別会計(介護)	
		督促手数料(通年度分)	公債権 (強制徴収債権)	○	×	×	×	×	○	×	4人	○	特別会計(介護)	
		保険給付費返納金	公債権 (非強制徴収債権)	○	×	○	△	×	○	×	×	1人	×	特別会計(介護)
	高齢者支援課	緊急通報受信装置運営費負担金	私債権	○	×	×	△	×	○	×	×	1人	×	特別会計(介護)
		県営有安団地シルバーインターホン保守点検業務費負担金	私債権	×	×	×	△	×	×	×	×	1人	×	一般会計
		県営有安団地シルバーハウジング維持管理費負担金	私債権	×	×	×	△	×	×	×	×	1人	×	一般会計
		高齢者住宅等安心確保事業利用者負担金	私債権	×	×	×	△	×	×	×	×	1人	×	特別会計(介護)
		市有土地貸付料	私債権	○	×	×	△	×	×	×	×	1人	×	一般会計
		社会保険料被保険者負担金(雇用保険料)	公債権 (非強制徴収債権)	×	×	×	△	×	×	×	×	1人	×	特別会計(介護)
		食の自立支援事業利用者負担金	私債権	×	×	×	△	×	×	○	×	1人	×	一般会計
		成年後見人申立費負担金	私債権	×	×	○	△	×	×	×	×	1人	×	特別会計(介護)
老人措置費負担金	公債権 (非強制徴収債権)	○	○	○	×	×	×	○	○	1人	×	一般会計		

(○=有、×=無、△=対象案件なし)

部	所管課	債権の名称	債権区分	台帳の有無	督促の有無	催告の有無	債権放棄の有無	情報利用の有無	マニュアルの有無	委託の有無	従事職員数	研修の有無	会計区分
福祉部	社会・障がい者福祉課	身体障がい者措置費負担金(滞納繰越分)	公債権(非強制徴収債権)	○	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計
		福祉手当等返還金	公債権(非強制徴収債権)	○	○	○	△	×	×	×	1人	×	一般会計
		更生医療費返納金	公債権(非強制徴収債権)	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計
		市有土地使用料	私債権	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計
		施設使用上下水道料負担金	私債権	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計
		施設使用電気料負担金	私債権	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計
		施設使用料	私債権	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計
		庄内保健福祉総合センター使用料	私債権	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計
		障がい者配食サービス事業利用者負担金	私債権	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計
		厨房使用負担金	私債権	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計
		知的障がい者措置費負担金(滞納繰越分)	公債権(非強制徴収債権)	○	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計
		中国残留邦人介護支援給付費負担金	公債権(非強制徴収債権)	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計
		中国残留邦人生活支援給付費負担金	公債権(非強制徴収債権)	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計
		日本赤十字社事務負担金	公債権(非強制徴収債権)	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計
	複写機使用収入	私債権	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計	
	災害援護資金貸付金元利収入	私債権	○	○	○	×	×	○	×	1人	×	一般会計	
	生活支援課	生活保護費返還金及び徴収金	公債権(強・非)	○	○	×	×	×	×	×	1人	×	一般会計
	健康保健課	ヘルスケアプロジェクト参加者負担金	公債権(強制徴収債権)	×	×	×	×	×	×	×	2人	×	一般会計
		急患センター医師会負担金	公債権(強制徴収債権)	×	×	×	×	×	×	×	1人	×	一般会計
		急患センター使用料	公債権(非強制徴収債権)	×	×	○	×	×	×	×	1人	×	一般会計
健康ポイント寄附相当額納付金		私債権	○	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計	
高齢者保健事業・介護予防事業一体的実施推進事業委託金		私債権	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計	
市有土地使用料		公債権(非強制徴収債権)	×	×	×	×	×	×	×	1人	×	一般会計	
市有土地貸付料		私債権	×	×	×	×	×	×	×	1人	×	一般会計	
施設使用電気料負担金		私債権	×	×	×	×	×	×	×	1人	×	一般会計	
保健事業健康診査等負担金		私債権	×	×	×	×	×	×	×	1人	×	一般会計	
傷害保険解約金		私債権	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計	
都市建設部	建設政策課	略式代執行費用徴収金(滞納繰越分)	公債権(非強制徴収債権)	○	○	○	×	×	×	×	2人	×	一般会計
		筑豊地域外からの移住者住宅取得奨励金返還金	私債権	×	×	×	△	×	○	×	1人	×	一般会計
		定住促進住宅改修補助金返還金	私債権	×	×	×	△	×	○	×	1人	×	一般会計
		火災等保険金	私債権	×	×	×	△	×	×	×	2人	×	特別会計(駐車場)
		飯塚立体駐車場使用料	私債権	×	×	×	△	×	×	×	2人	×	特別会計(駐車場)
		空家等緊急安全措置費用徴収金	公債権(非強制徴収債権)	×	×	×	△	×	×	×	2人	×	一般会計
		マイホーム取得奨励金返還金	私債権	○	○	○	×	×	○	×	1人	×	一般会計
	住宅課	強制執行費用徴収金	私債権	×	×	×	△	×	×	×	1人	○	一般会計
		国住宅新築資金等貸付金元利収入(滞納繰越分)	私債権	○	○	○	○	○	○	×	2人	○	一般会計
		市営住宅使用料	私債権	○	○	○	○	×	○	×	2人	○	一般会計
		市営住宅敷使用料	私債権	○	○	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計
		市営住宅補修費負担金	私債権	×	×	×	×	×	×	×	1人	○	一般会計
		市有建物貸付料	私債権	○	×	×	×	×	×	×	1人	×	一般会計
		市有土地貸付料	私債権	○	○	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計
住宅改良等資金貸付金元利収入(滞納繰越分)	私債権	○	○	○	×	○	○	×	2人	○	一般会計		
登記事務費負担金	私債権	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計		
督促手数料	私債権	○	○	○	△	○	○	×	2人	○	一般会計		
県住宅新築資金等貸付金元利収入(滞納繰越分)	私債権	○	○	○	×	○	○	×	2人	○	一般会計		
住宅新築資金等貸付金元利収入(滞納繰越分)	私債権	○	○	○	×	○	○	×	2人	○	一般会計		
市営住宅駐車場使用料	私債権	○	○	○	○	○	○	×	2人	○	一般会計		

(○=有、×=無、△=対象案件なし)

部	所管課	債権の名称	債権区分	台帳の有無	督促の有無	催告の有無	債権放棄の有無	情報利用の有無	マニュアルの有無	委託の有無	従事職員数	研修の有無	会計区分	
都	土木管理課	道路占用料	公債権 (強制徴収債権)	○	○	○	×	×	×	×	1人	×	一般会計	
		法定外公共物(道路)占用料	公債権 (非強制徴収債権)	○	○	○	×	×	×	×	1人	×	一般会計	
		準用河川占用料	公債権 (非強制徴収債権)	○	○	○	×	×	×	×	1人	×	一般会計	
		法定外公共物(水面)占用料	公債権 (非強制徴収債権)	○	○	○	×	×	×	×	1人	×	一般会計	
		市有土地使用料	公債権 (非強制徴収債権)	○	○	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計	
		新飯塚駅東口駅前広場自動車整理場管理運営費 剰余金	私債権	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計	
		登記事務費負担金	私債権	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計	
		道路管理者賠償責任保険金	私債権	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計	
		葦野排水機場施設管理費負担金	私債権	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計	
		土木建設課	履行遅滞損害金	公債権 (強制徴収債権)	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計
市	建築課	建築基準法施行事務取扱委託金	私債権	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計	
建	都市計画課	健康の森公園施設使用料	公債権 (非強制徴収債権)	○	×	×	×	×	○	×	2人	×	一般会計	
		公園使用料	公債権 (非強制徴収債権)	○	×	×	×	×	○	×	1人	×	一般会計	
		市地図販売収入	私債権	○	×	×	×	×	×	×	1人	×	一般会計	
		市有土地使用料	公債権 (非強制徴収債権)	○	×	×	×	×	○	×	1人	×	一般会計	
		施設使用上下水道料負担金	公債権 (非強制徴収債権)	×	×	×	×	×	○	×	1人	×	一般会計	
		児童遊園使用料	公債権 (非強制徴収債権)	○	×	×	×	×	○	×	1人	×	一般会計	
		新飯塚駅西口駅前広場等自動車整理場管理運営費 剰余金	私債権	×	×	×	×	×	×	×	1人	×	一般会計	
		新飯塚駅西口広場管理費負担金	私債権	×	×	×	×	×	×	×	1人	×	一般会計	
		道路占用料	公債権 (非強制徴収債権)	○	×	×	×	×	○	×	1人	×	一般会計	
		霊園永代管理料	公債権 (非強制徴収債権)	×	×	×	×	×	×	×	1人	×	一般会計	
霊園永代使用料	公債権 (非強制徴収債権)	×	×	×	×	×	×	×	1人	×	一般会計			
農業土木課	法定外公共物占用料※農業・林業	公債権 (非強制徴収債権)	○	○	○	○	○	○	×	1人	×	一般会計		
穂	市民窓口課	広告料	公債権 (非強制徴収債権)	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計	
		市有土地使用料	公債権 (強制徴収債権)	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計	
		施設使用上下水道料負担金	公債権 (非強制徴収債権)	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計	
		施設使用電気料負担金	公債権 (非強制徴収債権)	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計	
		施設使用負担金	公債権 (非強制徴収債権)	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計	
		庁舎使用料	公債権 (強制徴収債権)	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計	
		電話使用料負担金	公債権 (非強制徴収債権)	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計	
		複写機使用収入	公債権 (非強制徴収債権)	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計	
		経済建設課	市有土地貸付料	私債権	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計
		筑	市民窓口課	広告料	私債権	×	×	×	△	×	×	×	1人	×
市有土地使用料	私債権			×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計	
施設使用電気料負担金	私債権			×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計	
筑穂地区まちづくり協議会設備使用等負担金	私債権			×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計	
庁舎使用料	私債権			×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計	
複写機使用収入	公債権 (非強制徴収債権)			×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計	
経済建設課	立木補償金			私債権	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計
火災等保険負担金	私債権		×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計		
市有土地売却収入	私債権		×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計		
登記事務費負担金	私債権		×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計		

(○=有、×=無、△=対象案件なし)

部	所管課	債権の名称	債権区分	台帳の有無	督促の有無	催告の有無	債権放棄の有無	情報利用の有無	マニュアルの有無	委託の有無	従事職員数	研修の有無	会計区分
庄内支所	市民窓口課	広告料	私債権	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計
		市有土地使用料	公債権 (非強制徴収債権)	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計
		施設使用電気料負担金	私債権	○	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計
		庁舎使用料	公債権 (非強制徴収債権)	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計
		電話使用料負担金	私債権	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計
		複写機使用収入	私債権	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計
	経済建設課	農産物加工所使用料	公債権 (非強制徴収債権)	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計
		市有土地使用料	公債権 (非強制徴収債権)	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計
		登記事務負担金	私債権	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計
		余剰電力売電料	私債権	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計
立木等補償収入		私債権	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計	
頸田支所	市民窓口課	広告料	私債権	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計
		行政区域外居住者事務処理負担金	私債権	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計
		市有土地使用料	公債権 (非強制徴収債権)	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計
		施設使用電気料負担金	私債権	○	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計
		庁舎使用料	公債権 (非強制徴収債権)	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計
		複写機使用収入	私債権	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計
	経済建設課	市営住宅敷使用料	私債権	×	×	×	×	×	×	×	1人	×	一般会計
市有土地使用料		私債権	×	×	×	×	×	×	×	1人	×	一般会計	
議会事務局	電話使用料負担金	私債権	○	×	×	△	×	×	×	3人	×	一般会計	
	複写機使用収入	私債権	×	×	×	△	×	×	×	3人	×	一般会計	
農業委員会事務局	特別事業等業務委託金	私債権	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計	
	農業者年金業務委託金	私債権	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計	
教育部	教育総務課	市有土地使用料	公債権 (強制徴収債権)	○	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計
		奨学資金貸付金	私債権	○	○	○	×	×	×	×	1人	×	基金
		施設使用電気料負担金	公債権 (強制徴収債権)	○	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計
		小学校施設使用料	公債権 (強制徴収債権)	○	×	×	△	×	×	×	2人	×	一般会計
		小中一貫校施設使用料	公債権 (強制徴収債権)	○	×	×	△	×	×	×	2人	×	一般会計
		筑穂地区スクールバス一般利用者運賃収入類納付金	私債権	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計
		中学校施設使用料	公債権 (強制徴収債権)	○	×	×	△	×	×	×	2人	×	一般会計
		電話使用料負担金	公債権 (強制徴収債権)	○	×	×	△	×	×	×	10人	×	一般会計
		日本スポーツ振興センター負担金	私債権	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計
		八木山地区スクールバス一般利用者運賃収入類納付金	私債権	×	×	×	△	×	×	×	1人	×	一般会計
		余剰電力売電料	公債権 (強制徴収債権)	○	×	×	△	×	×	×	2人	×	一般会計
		育英資金貸付金元金収入(滞納繰越分)	私債権	○	○	○	×	×	×	×	1人	×	一般会計
		若年者専修学校等技能習得資金貸付金元金収入	私債権	○	○	○	×	×	×	×	1人	×	一般会計
	学校教育課	児童クラブ利用料	私債権	○	○	○	○	○	○	×	3人	×	一般会計
		施設使用上下水道料負担金	私債権	×	×	×	△	×	○	×	2人	×	一般会計
	学校給食課	小学校給食費負担金	私債権	○	○	○	○	×	×	×	2人	×	一般会計
		中学校給食費負担金	私債権	○	○	○	○	×	×	×	2人	×	一般会計
学校給食費滞納者和解申立費負担金		私債権	×	×	×	×	×	×	×	2人	×	一般会計	
市有土地使用料		公債権 (強制徴収債権)	×	×	×	×	×	×	×	1人	×	一般会計	
		幼稚園給食費負担金	私債権	○	○	○	×	×	×	2人	×	一般会計	

(○=有、×=無、△=対象案件なし)

部	所管課	債権の名称	債権区分	台帳の有無	督促の有無	催告の有無	債権放棄の有無	情報利用の有無	マニュアルの有無	委託の有無	従事職員数	研修の有無	会計区分	
教 育 部	生涯学習課	各種講座参加者負担金	公債権 (非強制徴収債権)	○	×	×	△	×	×	×	2人	×	一般会計	
		公民館使用料	公債権 (非強制徴収債権)	○	○	○	×	×	×	×	12人	×	一般会計	
		市有土地使用料	公債権 (非強制徴収債権)	×	×	×	×	×	×	×	×	1人	×	一般会計
		施設使用電気料負担金	公債権 (非強制徴収債権)	×	○	○	×	×	×	×	×	1人	×	一般会計
		施設使用負担金	公債権 (非強制徴収債権)	×	×	×	×	×	×	×	×	1人	×	一般会計
		施設使用料	公債権 (非強制徴収債権)	×	×	×	×	×	×	×	×	1人	×	一般会計
		図書資料等弁償金	公債権 (非強制徴収債権)	○	×	×	×	×	×	×	○	1人	×	一般会計
		電話使用料負担金	公債権 (非強制徴収債権)	×	×	×	△	×	×	×	×	1人	×	一般会計
		複写機使用収入	公債権 (非強制徴収債権)	×	×	×	△	×	×	×	×	12人	×	一般会計
	文化課	文化財調査受託事業収入	私債権	×	×	×	△	×	×	×	×	2人	×	一般会計
		各種講座参加者負担金	私債権	×	×	×	△	×	×	×	×	2人	×	一般会計
		旧伊藤伝右衛門邸入館料	公債権 (非強制徴収債権)	×	×	×	△	×	×	×	×	8人	×	一般会計
		市有土地使用料	公債権 (非強制徴収債権)	×	×	×	△	×	×	×	×	4人	×	一般会計
		施設使用電気料負担金	私債権	×	×	×	△	×	×	×	×	2人	×	一般会計
		図書館振興財団助成金	私債権	×	×	×	△	×	×	×	×	2人	×	一般会計
		図録等販売収入	私債権	×	×	×	△	×	×	×	×	6人	×	一般会計
		駐車損害金	公債権 (非強制徴収債権)	×	×	×	△	×	×	×	×	3人	×	一般会計
		複写機使用収入	私債権	×	×	×	△	×	×	×	×	6人	×	一般会計
		文化会館駐車場使用料	公債権 (非強制徴収債権)	×	×	×	△	×	×	×	×	3人	×	一般会計
		文化会館附属施設等使用料	公債権 (非強制徴収債権)	×	×	×	△	×	×	×	×	3人	×	一般会計
	歴史資料館観覧料	公債権 (非強制徴収債権)	×	×	×	△	×	×	×	×	6人	×	一般会計	
	企業管理課	下水道使用料	公債権 (強制徴収債権)	○	○	○	×	○	○	○	○	10人	○	企業会計
		うぐいす台汚水処理施設使用料	公債権 (非強制徴収債権)	○	○	○	△	○	○	○	○	10人	○	特別会計(汚水)
		農業集落排水施設使用料	公債権 (非強制徴収債権)	○	○	○	△	○	○	○	○	10人	○	特別会計(農業)
		汚水処理施設使用料(中央東団地)	公債権 (非強制徴収債権)	○	○	○	△	○	○	○	○	10人	○	一般会計
		水道料金	私債権	○	○	○	○	○	○	○	○	10人	○	企業会計
		工業用水道料金	私債権	○	○	○	△	×	○	○	○	10人	○	企業会計
		農業集落排水事業費受益者分担金	公債権 (強制徴収債権)	○	×	×	△	×	×	×	×	1人	×	特別会計(農業)
		下水道事業受益者負担金	公債権 (強制徴収債権)	○	○	○	△	×	×	×	×	1人	×	企業会計
督促手数料		公債権 (非強制徴収債権)	○	○	○	△	○	○	○	○	10人	○	一般会計	
浄化槽設置支援融資資金預託金元金収入		私債権	×	×	×	△	×	×	×	×	1人	×	一般会計	
浄化槽設置促進費負担金	私債権	×	×	×	△	×	×	×	×	1人	×	一般会計		

2 令和6年度行政監査調査票（個票）

No.	担当者名 (内線)	課																			
(1) 債権の名称																					
(2) 債権区分	(3) 時効																				
(4) 債権の概要																					
(5) 根拠法令等																					
(6) 収納状況		区分	調定額 (A)	収入済額 (B)	不納欠損額 (C)	収入未済額 (D)=(A)-(B)-(C)	収納率 (E)=(B)/(A)														
	令和5年度	現年分				0	0.0														
		滞納繰越分				0	0.0														
		合計	0	0	0	0	0.0														
	令和4年度	現年分				0	0.0														
		滞納繰越分				0	0.0														
		合計	0	0	0	0	0.0														
	令和3年度	現年分				0	0.0														
		滞納繰越分				0	0.0														
		合計	0	0	0	0	0.0														
	令和2年度	現年分				0	0.0														
		滞納繰越分				0	0.0														
		合計	0	0	0	0	0.0														
	令和元年度	現年分				0	0.0														
滞納繰越分					0	0.0															
合計		0	0	0	0	0.0															
(7) 債権管理台帳の有無	(有の場合は下記に入力してください) <input type="radio"/> 1.システム <input type="radio"/> 2.エクセルデータ <input type="radio"/> 3.紙台帳 <input type="radio"/> 4.その他 (紙台帳・システム併用など)																				
(8) 督促手続きの有無	(有の場合は下記に入力してください) <input type="radio"/> 1.督促状を送付 <input type="radio"/> 2.その他の督促行為 (通知書にあわせて送付など)																				
(9) 催告の実施の有無	(有の場合は下記に入力してください) <input type="radio"/> 1.文書送付 <input type="radio"/> 2.電話 <input type="radio"/> 3.訪問 <input type="radio"/> 4.その他 (文書送付・電話併用など)																				
(10) 延滞金・遅延損害金	<input type="radio"/> 1.徴収している <input type="radio"/> 2.徴収していない																				
(11) 財産調査等の実施状況	①【財産調査】	<input type="radio"/> 1.実施している	<input type="radio"/> 2.実施していない	<input type="radio"/> 3.対象案件なし																	
	②【居所不明者調査】	<input type="radio"/> 1.実施している	<input type="radio"/> 2.実施していない	<input type="radio"/> 3.対象案件なし																	
	③【相続人調査】	<input type="radio"/> 1.実施している	<input type="radio"/> 2.実施していない	<input type="radio"/> 3.対象案件なし																	
(12) 滞納処分、強制執行の実施状況	<input type="radio"/> 1.実施している <input type="radio"/> 2.実施していない <input type="radio"/> 3.対象案件なし																				
(13) 債権放棄の実施状況	飯塚市債権管理条例第8条の規定に基づく債権放棄を、 <input type="radio"/> 1.実施している (件数を入力してください) <input type="radio"/> 2.実施していない <input type="radio"/> 3.対象案件なし  8条第1項 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>(1)</td><td>(2)</td><td>(3)</td><td>(4)</td><td>(5)</td><td>(6)</td><td>(7)</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table> 件数							(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)							
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)															
(14) 滞納者に関する情報の利用状況	飯塚市債権管理条例第5条の規定に基づく滞納者に関する情報の照会を、 <input type="radio"/> 1.行っている <input type="radio"/> 2.行っていない																				
(15) 徴収等のマニュアルの有無	<input type="radio"/> 1.作成している <input type="radio"/> 2.作成していない <input type="radio"/> 3.作成中 (完成見込み) (○年度中・○年○月完成予定など)																				
(16) 徴収業務の委託の有無	(17) 従事職員数	(内訳) 職員 再任 会計			(18) 職員研修の有無	(有の場合は研修会名等)															

### 3 飯塚市債権管理条例

平成26年7月15日  
飯塚市条例第21号  
改正 R1—19、R4—20

(目的)

第1条 この条例は、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、市の債権管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、市の債権の管理の適正を期することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利をいう。

(2) 私債権等 市の債権から、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づく徴収金に係る債権及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権から法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるものを除いたものをいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、法令又は条例若しくは規則の定めるところにより、市の債権の適正な管理に努めなければならない。

2 市長は、市の債権をその発生原因及び内容に応じて、財政上最も市の利益に適合するように管理するものとする。

(台帳の整備)

第4条 市長は、市の債権を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した台帳を整備するものとする。

(滞納者に関する情報)

第5条 市長は、市の債権において、履行期限までに履行されない場合、当該債権以外の市の債権に係る滞納の有無その他の個人情報を、当該債権の管理のために必要な範囲内で実施機関(飯塚市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年飯塚市条例第20号)第2条第1号に規定する実施機関をいう。以下この条において同じ。)の内部において利用し、又は他の実施機関から提供を受けることができる。

2 市長は、前項の規定により利用し、又は提供を受けた情報を当該市の債権の管理に関する事務以外に利用してはならず、その利用に当たっては当該債務者及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

(R1—19、R4—20一改)

(督促)

第6条 市長は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときには、法令等で定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(強制執行、徴収停止等)

第7条 市長は、私債権等について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「法施行令」という。)第171条の2から第171条の4までの規定により、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。

2 市長は、私債権等について、法施行令第171条の5から第171条の7までの規定により、

その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる。  
(債権の放棄)

第8条 市長は、私債権等について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該債権及びその履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金を放棄することができる。

- (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項その他の法令の規定により、債務者がその責任を免れたとき。
- (3) 前条第2項に規定する徴収停止の措置をとった当該私債権等について、当該徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお引き続き当該措置を継続しているとき。
- (4) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合、相続人全員が相続放棄をした場合又は相続人が存在しない場合において、その相続財産の価格が強制執行をした場合の費用並びに他の債権に優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計を超えないと見込まれるとき。
- (5) 私債権等について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき(当該時効期間満了後に、債務者が当該債権について支払の意思を示し、若しくは一部を履行したとき又は債務者が時効を援用しない特別な理由があるときを除く。)
- (6) 私債権等の存在につき法律上の争いがある場合において、市長が勝訴の見込みがないものと決定したとき。
- (7) 債務者である法人の清算が終了したとき(当該法人の債務につき弁済の責に任ずべき他の者があり、その者について第1号から前号までに掲げる事由がない場合を除く。)

2 市長は、前項の規定により私債権等を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

(適用)

2 この条例の規定は、この条例の施行の際、現に発生している市の債権についても適用する。

附 則(令和元年10月4日 条例第19号)抄

(施行期日)

1 この条例は、飯塚市土地開発公社の解散に係る福岡県知事の認可の日から施行する。

(福岡県知事の認可により令和元年11月15日施行)

附 則(令和4年12月23日 条例第20号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

#### 4 飯塚市債権管理条例施行規則

平成26年9月3日  
飯塚市規則第42号  
改正 H29—15

(趣旨)

第1条 この規則は、飯塚市債権管理条例(平成26年飯塚市条例第21号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例の例による。

(債権の管理)

第3条 市の債権を所管する部長は、その所管に属する債権に関する事務を統括し、市の債権を所管する課長(以下「所管課長」という。)はその事務を処理する。

2 行政経営部長は、債権管理の適正を期するため、債権管理に関する事務の処理について必要な調整を行うものとする。

3 行政経営部長は、所管課長に対し、債権管理の状況に関する資料の提出又は報告を求め、必要な措置を講ずることを求めることができる。

(H29—15一改)

(台帳の記載事項)

第4条 条例第4条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 債権の名称

(2) 債務者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(3) 債権の履行期限その他履行方法に関する事項

(4) 債権の徴収に係る履歴

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(滞納者に関する情報の利用又は提供)

第5条 条例第5条の規定による情報の利用又は提供は、当該情報を利用しようとする所管課長からの税務課長を経由した滞納者情報照会書(様式第1号)による照会に基づき行うものとする。

2 前項の規定により照会を受けた課長は、遅滞なく滞納者情報回答書(様式第2号)により税務課長を経由して回答しなければならない。

3 第1項の規定に関わらず、滞納者情報照会書での照会により難しいときは、照会の内容に応じて滞納者情報照会書に準じた様式により照会することができるものとし、前項に定める回答についても同様とする。

(債権管理委員会の設置)

第6条 市の債権の適正な管理に資するため、飯塚市債権管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、条例第7条に関する事項の報告を受ける。

3 委員会は、条例第8条に関する事項の審議を行い、その結果を副市長へ報告する。

4 その他委員会の所掌事務、組織等については市長が別に定める。

(委任)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に使用している市の債権に関する台帳は、当分の間、条例第4条に規定する台帳として使用することができるものとする。

附 則(平成29年3月31日 規則第15号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(様式略)

## 5 飯塚市債権管理委員会に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、飯塚市債権管理条例施行規則(平成26年飯塚市規則第号。以下「規則」という。)第6条第4項の規定に基づき、飯塚市債権管理委員会(以下「委員会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、飯塚市債権管理条例(平成26年飯塚市条例第21号。以下「条例」という。)の例による。

(所掌事務)

第3条 委員会は、市の債権の適正な管理に資するため規則第6条第2項及び第3項に掲げる事務のほか、市の債権を適正に管理する上で必要と認められる事務を所掌する。

(組織)

第4条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、税務課長をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(職務)

第5条 委員長は、委員会の事務を総括する。

2 委員長に事故あるときは、税務課長補佐がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集するものとする。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(一括審議)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、第3条各号に定める所掌事務に関する2以上の事項を一括して審議することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、税務課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

## 附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

### 別表(第4条関係)

人権・同和政策課長、保育課長、高齢者支援課長、介護保険課長、社会・障がい者福祉課長、住宅課長、農業土木課長、学校教育課長、学校給食課長、税務課長補佐、その他私債権等を所管する課等の長で委員長が必要と認めるもの

## 6 飯塚市未収金対策会議設置要綱

(目的)

第1条 自主財源の確保及び市民間の負担の公平を実現するため、未収金の早期収納及び新たな未収金の発生防止を目的として、飯塚市未収金対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

(未収金)

第2条 対策会議が対象とする未収金の種目は、別表第1のとおりとする。

(所掌事務)

第3条 対策会議は、第1条の目的を達するため次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 未収金の収納対策に関すること。
- (2) 未収金の収納対策の研修に関すること。
- (3) 各担当課間における情報の共有及び連携の強化に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、未収金の収納対策に関して必要な事項

(組織)

第4条 対策会議は、議長、副議長及び構成員をもって組織する。

- 2 議長は、副市長をもって充てる。
- 3 副議長は、行政経営部長をもって充てる。
- 4 構成員は、別表第2に掲げる担当課の長とする。

(職務)

第5条 議長は、対策会議の事務を総括する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。

(対策会議)

第6条 対策会議は、必要に応じ議長が招集するものとする。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、対策会議に構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、未収金対策に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、第3条各号に掲げる所掌事務を補助する組織を設置することができる。

(庶務)

第7条 対策会議の庶務は、税務課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、対策会議の運営に関して必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成25年5月22日から施行する。

附 則（平成26年4月1日付け飯塚市未収金対策会議設置要綱の一部を改正する要綱）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日付け飯塚市未収金対策会議設置要綱の一部を改正する要綱）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日付け飯塚市未収金対策会議設置要綱の一部を改正する要綱）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

地方税法（昭和25年法律第226号） 関係	市税
	国民健康保険税
地方自治法（昭和22年法律第67号） 関係	後期高齢者医療保険料
	介護保険料
	保育料
	老人措置費負担金
	幼稚園授業料
	その他地方自治法第231条の3第3項に規定する歳入に係る債権
民法（明治29年法律第89号）関係	同和地区結婚支度金
	専修学校等技能習得資金貸付金
	児童クラブ利用料
	重度障がい者、ひとり親家庭等医療費
	国民健康保険不当利得
	介護福祉施設介護自己負担金
	災害援護資金貸付金
	知的障がい者措置費、身体障がい者措置費負担金
	市営住宅使用料
	駐車場使用料
	住宅新築資金等貸付金
	住宅改良資金等貸付金
	奨学資金貸付金返還金
	学校給食費
その他金銭の給付を目的とする飯塚市の権利であって、地方税法及び地方自治法に定めのないもの	

別表第2（第4条関係）

<p>人権同和政策課、財政課、税務課、子育て支援課、医療保険課、高齢介護課、社会・障がい者福祉課、住宅政策課、土木管理課、農業土木課、学校教育課、学校給食課</p> <p>その他未収金を所管する課等で議長が必要と認めるもの</p>
---

【 MEMO 】